

# 平成12年3月第1回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会会議録

## 目 次

招集告示	1
会 期	1
応招議員・不応招議員	2
3月10日（金）	
○議事日程	3
○出席議員・欠席議員	4
○説明のための出席者	4
○事務局職員出席者	4
○開会及び開議の宣告	5
○議長のあいさつ	5
○管理者のあいさつ	5
○議事日程の報告	6
○日程第1、会議録署名議員の指名	6
○日程第2、会期の決定	6
○日程第3、諸報告	6
○日程第4、平成12年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計予算を定める件 （議案第1号）	7
○日程第5、平成11年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計補正予算（第4 号）を定める件（議案第2号）	19
○会議録署名議員の追加指名	21
○日程第6、坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道条例の一部を改正する条例制 定の件（議案第3号）	25
○日程第7、地域し尿処理施設設置及び管理条例の一部を改正する条例制 定の件（議案第4号）	27
○日程第8、公の施設の区域外設置に伴う協定の一部変更について（議案 第5号）	28
○日程第9、専決処分の承認を求めることについて（議案第6号）	31
○日程第10、閉会中の事務調査について	32
○日程第11、一般質問	32
○議長のあいさつ	44
○管理者のあいさつ	44
○閉会の宣告	45

○ 招 集 告 示

坂戸、鶴ヶ島下水道組合告示第3号

平成12年3月第1回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会を次のとおり招集する。

平成12年2月24日

坂戸、鶴ヶ島下水道組合管理者 宮 崎 雅 好

記

1 期 日 平成12年3月10日

2 場 所 坂戸、鶴ヶ島下水道組合議事堂

---

○会 期

平成12年3月10日 1日間

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員 (14名)

1 番	森	田	正	男	君	2 番	山	中	基	充	君	
3 番	福	田	耕	三	君	4 番	小	室	利	夫	君	
5 番	山	田	吉	徳	君	6 番	長	井	昭	夫	君	
7 番	吉	岡	茂	樹	君	8 番	松	村	和	子	君	
9 番	綿	貫	乙	太	郎	君	10 番	西	村	武	次	君
11 番	神	田	久	純	君	12 番	石	川		清	君	
13 番	高	沢	良	夫	君	14 番	藤	原	建	志	君	

不応招議員 (なし)

## 平成12年3月第1回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会 第1日

○議事日程（第1号） 平成12年3月10日

日程第1、会議録署名議員の指名について

日程第2、会期の決定について

日程第3、諸報告

(1)現金出納検査の結果について（監査報告第1号）

(2)議事説明者について

日程第4、平成12年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計予算を定める件（議案第1号）

日程第5、平成11年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計補正予算（第4号）を定める件（議案第2号）

日程第6、坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道条例の一部を改正する条例制定の件（議案第3号）

日程第7、地域し尿処理施設設置及び管理条例の一部を改正する条例制定の件（議案第4号）

日程第8、公の施設の区域外設置に伴う協定の一部変更について（議案第5号）

日程第9、専決処分の承認を求めることについて（議案第6号）

日程第10、閉会中の事務調査について

日程第11、一般質問

午前10時開会

出席議員（14名）

1番	森	田	正	男	君	2番	山	中	基	充	君	
3番	福	田	耕	三	君	4番	小	室	利	夫	君	
5番	山	田	吉	徳	君	6番	長	井	昭	夫	君	
7番	吉	岡	茂	樹	君	8番	松	村	和	子	君	
9番	綿	貫	乙	太	郎	君	10番	西	村	武	次	君
11番	神	田	久	純	君	12番	石	川		清	君	
13番	高	沢	良	夫	君	14番	藤	原	建	志	君	

欠席議員（なし）

説明のための出席者

管理者	宮	崎	雅	好	君	副管理者	品	川	義	雄	君
収入役	高	澤	敏	彦	君	監査委員	菅	沼	明	之	君
事務局長	池	畑	勝	一	君	事務局次長	柳	沢		弘	君
事務局次長 兼業務課長	田	中	健	次	君	事務局次長 兼管理課長	山	崎	邦	治	君
総務課長	中	河		渡	君	建設課長	大	山	正	廣	君
水処 センター 所 理一 長	金	子	久	夫	君						

事務局職員出席者

書記	杉	田	泰	明		書記	岡	安	文	雄
書記	森	田	進	一		書記	岸		俊	之

### ◎開会及び開議の宣告

(午前10時00分)

○議長(小室利夫君) 現在の出席議員14人、全員であります。よって、定足数に達しております。

ただいまから平成12年3月第1回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。



### ◎議長のあいさつ

○議長(小室利夫君) 開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

平成12年3月第1回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会のご案内を申し上げましたところ、大変お忙しい中、ご出席を賜り、ここに開会できますことは、本組合発展のためにまことに喜ばしい次第であります。

今期定例会は、平成12年度坂戸、鶴ヶ島下水道組一般会計予算を定める件ほか5件の議案が提出されております。いずれも重要議案でございますので、慎重ご審議をいただきますとともに、適切なるご結論をお出しいただきますよう心からお願い申し上げ、ごあいさつといたします。



### ◎管理者のあいさつ

○議長(小室利夫君) 管理者にごあいさつをお願いいたします。

宮崎管理者。

○管理者(宮崎雅好君) 議員の皆さん、おはようございます。

本日ここに平成12年3月第1回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、両市とも議会開会中という極めてご多用の中、ご健勝にて全員の方のご出席を賜り、新年度予算を初めといたしまして、各種重要案件のご審議をいただきますことは、本組合発展のため、まことにご同慶にたえないところでありまして、衷心より厚くお礼を申し上げる次第であります。

さて、本年度も残すところわずかとなりましたが、各種事業もおおむね順調に推移しており、特に鶴ヶ丘ポンプ場完成による五味ヶ谷、上広谷地域の面整備、さらには一本松、新田、両区画整理との整合を図り進めている浅羽第一幹線、新田幹線の整備も関係皆様方のご協力により順調に推移しているところであります。厳しい経済情勢ではございますが、今後はさらに効率的な運営を図り、引き続き下水道普及促進に一層努力する所存でありますので、議員各位並びに関係皆様方のご理解とご協力をお願い申し上げます。

本日ご提案申し上げます議案は、平成12年度坂戸、鶴ヶ島下水道組一般会計予算を初めいずれも重要案件でございます。何とぞ慎重ご審議の上、適切なるご結論をいただきますように心からお願い申し上げます。ごあいさつといたします。

本日はご苦勞さまでございます。

---

◇

### ◎議事日程の報告

- 議長（小室利夫君） 書記をして、本日の議事日程を朗読いたさせます。  
岡安書記。
- 書記（岡安文雄君） （議事日程朗読）

---

◇

### ◎会議録署名議員の指名

- 議長（小室利夫君） ただいまから本日の議事に入ります。  
日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、議長において、  
3番 福田 耕三 議員  
5番 山田 吉徳 議員  
を指名いたします。

---

◇

### ◎会期の決定

- 議長（小室利夫君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。  
今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。  
〔「異議なし」の声〕
- 議長（小室利夫君） ご異議なしと認めます。  
よって、平成12年3月第1回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

---

◇

### ◎諸報告

- 議長（小室利夫君） 日程第3、諸報告をいたします。  
監査委員から、平成11年11月、12月及び平成12年1月分にかかる現金出納検査結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。  
次に、今期定例会に議事説明者として出席通知のありました者の職、氏名並びに書記の氏名を一覧表として配付しておきましたから、ご了承願います。

---

◇

### ◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小室利夫君） 日程第4、平成12年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計予算を定める件（議案第1号）を議題といたします。

書記をして議案を朗読いたします。

岡安書記。

○書記（岡安文雄君） （議案第1号朗読）

○議長（小室利夫君） 提案理由の説明を求めます。

宮崎管理者。

○管理者（宮崎雅好君） ただいま議題となっております議案第1号 平成12年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計予算を定める件について、提案の理由を申し上げます。

新年度の予算編成に当たりましては、昨今の極めて厳しい経済情勢の中、両市の財政状況を最大限に考慮し、経費の節減、事務の合理化等を行うとともに、限られた財源を効果的に運用し、下水道事業計画に基づき各種事業の推進を図り、良好な生活環境の確保等、効率的な財政運営に留意することに最善の努力を払うこととした結果、歳入歳出予算の総額をそれぞれ42億6,100万円としたところであります。

まず、歳入について申し上げますと、分担金及び負担金につきましては、関係条例及び協定に基づき算出した構成市及び川越市等の負担金を計上するほか、条例に基づき徴収する受益者負担金を計上いたしました。

使用料及び手数料につきましては、前年度実績を勘案し、下水道使用料及び地域し尿処理施設使用料を計上いたし、また新たに平成12年4月1日より移管される星和若葉台の地域し尿処理施設使用料を計上することといたしました。

国庫支出金につきましては、公共下水道事業に対する交付基準に基づき計上するとともに、財産収入につきましては下水道整備基金等から生ずる利子を見込み、計上いたしました。

繰入金につきましては、構成市の財政状況を勘案の上、その取り扱いについて協議を行い、下水道整備基金により調整することとし、組合債につきましては、構成市との協議により後年度の財政負担に配慮するとともに、弾力的財政運営に資するため、適債事業に見合う相当額を計上いたしました。

次に、歳出について申し上げますと、議会費につきましては、議会運営に要する経費を計上いたしました。

総務費につきましては、組合運営に要する経費及び事務執行に要する経費を計上することといたしました。

事業費の公共下水道事業につきましては、幹線管渠工事として雨水浅羽第一幹線及び脚折第一幹線の整備を実施するとともに、普及率向上を図るため、坂戸市八幡二丁目、花影町、仲町、日の出町、大字石井及び鶴ヶ島市大字脚折、大字上広谷地内の面整備工事を実施することといたしました。

公共下水道維持管理費につきましては、石井水処理センター、北坂戸水処理センターの運転業務をより



充実させるため、また老朽化に対応するための維持管理費を初め管渠、ポンプ施設の維持管理に万全を期するほか、下水道使用料徴収業務に要する経費を計上いたしました。

都市下水路事業につきましては、大谷川・飯盛川両都市下水路の維持管理に要する費用を計上するとともに、地域し尿処理施設費につきましては、西坂戸団地及び12年度より鶴ヶ島市から管理移管となる星和若葉台の両団地内の処理施設の維持管理に要する経費及び地域し尿処理施設使用料徴収業務に要する経費を計上いたしました。

なお、本年度より人件費に係る経費を目ごとに計上したほか、公債費につきましては、組合債の元利償還に必要な経費を見込みました。

以上、歳入歳出の概要について申し上げましたが、いずれも各種事業を推進する上で真に必要な経費であり、予算執行に当たりましては、関係機関との折衝に努力いたすとともに、計画的な運用を図り、常に行政運営の合理化、職員の適正配置等を考慮し、公務効率の向上に努めていく所存であります。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明いたします。

○議長（小室利夫君） これより本案に対する内容説明を求めます。

歳入及び歳出にかかわる説明を求めます。

最初に、中河総務課長。

○総務課長（中河 渡君） （内容説明）

○議長（小室利夫君） 次に、大山建設課長。

○建設課長（大山正廣君） （内容説明）

○議長（小室利夫君） 次に、金子水処理センター所長。

○水処理センター所長（金子久夫君） （内容説明）

○議長（小室利夫君） 続いて、山崎事務局次長。

○事務局次長兼管理課長（山崎邦治君） （内容説明）

○議長（小室利夫君） これより質疑に入ります。

2番、山中基充議員。

○2番（山中基充君） 2番、山中基充です。議案第1号 平成12年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計予算に関して質疑を行います。

まず初めに、総括的なこととさせていただきます。国の補助金が石井処理場の分割交付などが終わって、その分減って、その分を組合債で補うような形で単独事業の割合等がふえている中、前年度より事業費がふえていると思ったのは、それは給料体系の目の部分を変えたことによるということなのですが、それでもかなり前年度よりも事業費は、実際の事業費は減っているながら歳入の減の割にはふえているような状況で、その背景というか、その状況について総括的にもう一回ご説明をしていただければと思います。

また、これによって公共下水道の普及率などがどのように、一応今年度変わるかもお示しいただければと思います。

続きまして、これは第4号議案にも出ている内容ではございますけれども、事業費等が絡みますので、こちらで質問させていただきます。星和住宅でのし尿処理施設管理移管を行われた経緯と西坂戸の事業費

がふえている点について、あとこれに伴って星和のこの実際の地域の方の使用料とか負担金とかに変化等があるのかということについて質疑させていただきます。

あと最後に、本年度より人件費が目になって各事業費のところに入件費が振り分けられたというご説明があったのですが、その理由と効果とかその辺に関しても伺わせていただきます。

以上です。

○議長（小室利夫君） 中河総務課長、答弁。

○総務課長（中河 渡君） まず初めに、補助金の関係と組合債の関係でございます。先ほども申し上げましたけれども、補助金の減につきましては、ポンプ場の完成あるいは石井水処理センターの分割交付分の減ということでございます。起債の関係と若干変わりがありますので、説明をさせていただきたいと思えますけれども、昨年度までこの分割交付分の補助金が一応組合債の方へ相殺をしておりました関係で、組合債の額が通常の事業費より少なかったということでございます。したがって、ここでその分割交付分の補助金がなくなった関係上、組合債への相殺がなくなったということで、通常の起債率によります、これが事業債ということになってまいります。

次に、人件費等分割配分した関係でございますけれども、これは県あるいは国等の調書によりまして、各事業の総額、人件費を含めた総額がわかるようにということでの調書がかなり参っております関係上、こういうことで分割配分をさせていただいたということでございます。

あと星和関係の経緯でございますけれども、まず初めに当組合、平成2年度でございますけれども、地域し尿処理施設の維持管理が行えるというようなことで規約上盛り込みまして、地域し尿処理施設の管理が行えるということにかんがみまして、その当時坂戸市の鶴舞団地あるいは西坂戸団地、あるいはその当時もありました星和住宅団地ということで、この3団地を地域し尿処理施設として受け入れようという考えのもとで規約を改正したわけでございますけれども、その当時星和住宅におきましては、まだ下水道組合に移管する状況ではないということで、その後平成7年ごろ地元の方から移管をしていただきたいということの申し入れが鶴ヶ島市の方へあったわけでございます。それをもとに鶴ヶ島市と当組合が協議いたしまして、本年度の3月1日、鶴ヶ島市へ星和住宅若葉台団地の管理組合から施設の帰属あるいは移管が4月1日付で行われるということに伴いまして、当組合が同日付で管理移管をしていくというような経緯でございます。

以上でございます。

○議長（小室利夫君） 田中事務局次長、答弁。

○事務局次長兼業務課長（田中健次君） お答え申し上げます。

星和若葉台地域し尿処理施設の使用料の関係でございますが、今3,300円という形で何か以前もいただいていたと、たまたま平成12年の3月1日、鶴ヶ島市市役所、自治会、それとあと管理組合、そちらの方で協議をしまして、それでその中の覚書の中で協議が調いまして、使用料につきましては1戸あたり月額3,300円、それを帰属を、下水道組合で受けましたら組合の方へ納付すると、そういう形に調ったということで連絡が入っております。これに基づきまして地域し尿処理施設若葉台の料金につきましては、3,300円に戸数を掛けた料金を計上させていただいたものでございます。

○議長（小室利夫君） 山崎事務局次長、答弁。

○事務局次長兼管理課長（山崎邦治君） 西坂戸の地域し尿処理施設の経費の減でございますけれども、先ほど説明の中で前年度比較して3,249万4,000円の減でございますけれども、これの内訳としましては、人件費関係で726万9,000円、あとは先ほどご説明しました工事請負費を5,273万円の増でございます。内容的には、平成11年の1月に西坂戸施設の機能診断調査、これを処理場等の現状把握から処理場の機能診断という形で実施しまして、その結果に基づきまして計画的に機械を整備していこうというような内容で、今年度また予算を計上したところでございます。

経過的には、これが使用開始が46年10月でございますので、約30年近くたっていますので、先ほどお話ししたとおり定例的な老朽化、腐食というようなことで計画を持っての機械整備でございます。内容としましては、先ほど申しましたように処理場の施設整備工事としまして、移送ポンプ、沈殿槽の駆動、それから圧送ポンプ等の機械の使用機器の整備でございます。

それから、第2点につきましては、第2沈殿槽の改修工事、開口部等の腐食に伴っての危険箇所の覆蓋等でございます。それから、流入ゲート等の改修工事、そういった処理施設の機能と安全を含めた中の整備の増でございます。

以上でございます。

○議長（小室利夫君） 2番、山中基充議員。

○2番（山中基充君） 2番、山中基充です。再質疑させていただきます。

今のお答えの中で、星和住宅関係なのですけれども、ちょっとわからなかったのもう一回確認のためにやらせていただきます。実際使用料というかそちらの地域に住んでいらっしゃる方にとって、負担的には結局ふえたのか減ったのか、そこら辺のことをちょっとお示してください。

あと次に、お答えがなかったのですけれども、今回のこの一般会計予算によって下水道の普及率などがどのように、一応達成目標等があるのか、そちらについてももう一度ご答弁をお願いいたします。

○議長（小室利夫君） 田中事務局次長、答弁。

○事務局次長兼業務課長（田中健次君） お答え申し上げます。

星和若葉台地域し尿処理施設の料金の関係でございますが、先ほどちょっと言いかけたのですが、申しわけないです。以前も何か3,300円をいただいていたということでお聞きしております。今回も、先ほど申しましたとおり3組合、鶴ヶ島市、自治会、あとは管理組合の方で何か協議をしまして、その覚書が3月1日付で下水道組合の方へ来ておりますので、料金については市民の方も納得をしていると、そのように聞いております。以前とは変わりません、3,300円のままでございます。

○議長（小室利夫君） 大山建設課長、答弁。

○建設課長（大山正廣君） 大変申しわけございませんでした。普及率についてお答えします。

平成12年度見込みといたしまして、坂戸市が59.2、鶴ヶ島市が40.0、総数といたしまして52.2を見込んでおります。

以上でございます。

○議長（小室利夫君） 8番、松村和子議員。

○8番（松村和子君） 8番、松村和子。議案第1号 平成12年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計予算につきまして質疑を行います。

まず最初に、今年度は特に債務負担行為、地方債ともにふえているということで、今回電算システムの機械の借上げ事業も債務負担行為で発生するわけですが、この電算システムの機械というのは、どういふふうな今後の発注の仕方、またどういふふうに事業を行っていく予定であるのかということが一つ、それから公共下水道の事業の調査につきましては利率が7.5%ということで、限度額5億2,850万円ということで組まれているわけなのですが、これは借り入れの利率というのはどういふ限度で今考えているのかということでお伺いしておきたいと思います。

次に、これも山中議員がおっしゃっていたように、今年の総体を見てみますと、やはり国庫補助が意外に少なく、私がちょっと言いたいのは基金の繰り入れというのが、取り崩しが3億の半分ということで、1億5,000万ということで取り崩していくということで、今後の債務負担行為とあわせた借り入れというのも、公債費というのは185億に上るといふことで非常に負債が多くなるなという、工事はしなければいけないけれども、負債が多いということから、債務負担行為もその下にありますので、あわせた下水道事業の債務負担行為と合わせた額と負債の額とそれから公債費比率を答弁をお願いしたいというふうに思います。

次に、先ほども出ましたが、星和の若葉台地域のし尿処理の負担金につきまして、9ページにありますけれども、坂戸市と比較しましてその算出の根拠が、両市で納得して合意の上でやっているとは言いながら、坂戸市の方は今回こうした企業ですか、一般住宅が2,100円に対して特定店舗、商店、特に商店は1万2,500円と、ガス事業所2万700円ということで、公共施設を含めまして負担割合をきちっと振り分けているというふうに見られるのですが、星和住宅というのは一般住宅が圧倒的に多いとは思いますが、せっかく条例改正をして今回歳入するのだったら、一定程度こうしたことも考慮の上で下水道組合での調整も行えなかったのかなと。地域格差という点から見まして、やっぱり商売している方もいますし、さまざまな方が星和住宅の中でも一定程度は住んでおられますので、病院もありますから、そういうものとの関係というのがどうだったのだろうということで、話し合いの内容についてこの点でお尋ねしておきたいというふうに思います。

続きまして、下水道の使用料及び手数料で、下水道使用料の中に消費税5%が含まれているというふうにするのですが、今年度のこうした地域し尿を含めた消費税はどのぐらいになるのかということでご答弁をいただいております。

歳出の方では、特に一般質問でも出しているのですが、下水道の維持管理、都市下水路の維持管理ということできざまな、いろんな要求が舞い込んでくるのですが、今年度の管理で病虫害駆除の負担金あるいは都市下水路維持管理業務委託料ということで、22ページに組まれているのですが、この工事、事業の中身はどういふふうに今年度やっていかれるつもりなのかということでお尋ねしておきたいと思います。

あとは新市街地の、歳入の方にちょっと戻ってしまって申しわけないのですが、繰入金というのが今年度若干あるのですよね。それで総額新市街地からの当組合への負担の総額と繰入金が幾らになるのかということでお尋ねしておきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（小室利夫君） 中河総務課長、答弁。

○総務課長（中河 渡君） それでは、まず地方債の関係につきましてお答え申し上げます。

一応利率7.5%ということになっておりますけれども、現在ご利用されている利率を申し上げますと、運用部、官公資金とも1.9%、金融公庫につきましては2.1%ということで、約2%ぐらいの利率を考えて一応起債をしていく考えでございます。また、限度額の5億2,850万円といえますのは、予算上12ページの組合債5億2,850万円、これは先ほど申し上げましたけれども、前年度に比べまして若干高くなっているということでございますけれども、これは通常の算出の事業債ということで、昨年度までは分割交付分をこの組合債の方へ相殺していた関係で低くなっていたということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、基金の繰入金の関係でございますけれども、1億5,000万円、確かに下水道事業といたしましては、大きな施設等を抱えておりますので、基金そのものはある方がよろしいのですけれども、両市町との財政構成上協議いたしまして、この基金の取り崩しを行ったところでございます。

先ほどご質問の中で新市街地の繰入金というのがあったわけなのですが、それはどこを指して言われているのか。

こちらの関係としては以上でございます。

○議長（小室利夫君） 田中事務局次長、答弁。

○事務局次長兼業務課長（田中健次君） お答え申し上げます。

初めに、3ページの債務負担行為、電算システム機器借上げ事業の関係でございますが、1,964万という金額の内訳を申しますと、料金の方が1,764万円で、起債システムの方も同じように5年間で組んでおります。そちらが200万でございます。この機械の内容につきまして申し上げますと、これはサーバーというので、その各企画、机のところに全部画面がある機械があるわけでございますが、それをこのサーバーというので各画面で処理をした情報を管理する、そういう手元があるわけです。それが11台分でございます。

それともう一点につきましては、ボスレジというので、それは窓口で料金徴収をするときに使用するものでございます。それについては、窓口の徴収システムに伴うレジとか予備サーバー、そういうものが計4台、そういう機械の内容でございます。この機械につきましては、5年契約という形で、こういう機械というのは1年というのと相当金額も上がりますので、前も5年で切れまして、その後11年度、今工事の方、委託をお願いしていますが、その継続ということでございます。これがないと、今後電算システム、1年で切りかえるといってもなかなかその機械の内容等が今相当進歩しておりますので、そういうものに対応するために5年という債務をとらせていただきました。

もう一点、下水道使用料の消費税でございますが、公共下水道の一般的なもので消費税は3,761万9,000円でございます。あと西坂戸の方が227万1,000円、星和若葉台の方が82万9,000円ということでございます。

以上でございます。

○議長（小室利夫君） 山崎事務局次長、答弁。

○事務局次長兼管理課長（山崎邦治君） 都市下水路関係のお答えを申し上げます。

委託関係でございますけれども、委託の内容としましては、都市下水路、大谷川に関しましては街灯が21基ございまして、そちらの方の電気設備の管理、それから草刈りは年3回、それから清掃等を年6回見

込んでの管理業務委託でございます。それとユスリカ関係の駆除でございますけれども、こちらの方は両市との協議の中で、春秋の発生時期、水路全体的な状況を把握しながらというようなことで、本年度としましては、大谷川は回数的には5回薬剤散布で考えてございます。

それから、飯盛川につきましては、同じような形で管理業務委託としましては、草刈りを3回、それから清掃等が年6回の管理業務委託の内容でございます。ユスリカの駆除につきましては、同じ回数5回でございます。

それから、工事関係でございますけれども、大谷川、飯盛両都市下水道の方も状況を見ながらしゅんせつ、それからネットフェンスが壊れておればそちらの方の緊急の補修、そういった内容の工事でございます。

以上です。

○議長（小室利夫君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時05分

○議長（小室利夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

田中事務局次長、答弁。

○事務局次長兼業務課長（田中健次君） 星和若葉台3,300円、それから西坂戸の格差ということでございますが、星和若葉台につきましては、鶴ヶ島市役所と星和の方で話し合いを持ったということは聞いております。その後、下水道組合と協議をしまして、なおかつ平成11年の9月の12日、自治会の総会にうちの組合の職員も出ております。そのときに鶴ヶ島市の職員の方から料金について説明して、市民の方は納得したということで聞いております。

それとあとは、西坂戸と星和若葉の料金格差の関係でございますが、これは同じような形で協議が調いました、西坂戸の方と、それは坂戸分でございますが、その後、その2,100円という金額につきましては維持管理に賄える金額ということで、そのとき若干の値上げがあったかと思いますが、そういう形で下水道組合、それと坂戸市、そういう形で協議が調いまして、下水道組合が受けて今管理をやっていると、そういう内容でございます。

以上でございます。

○議長（小室利夫君） 中河総務課長、答弁。

○総務課長（中河 渡君） 公債費比率の関係でございますけれども、当組合の事業といたしましては、両市から負担金をいただいて事業を実施しているということで、当組合での公債費比率は出ないというような状況でございます。

〔「公債比率」の声〕

○総務課長（中河 渡君） 公債費比率ですね。

○議長（小室利夫君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時09分

○議長（小室利夫君） 再開いたします。

中河総務課長、答弁。

○総務課長（中河 渡君） 債務負担行為と公債費の関係でございますけれども、公債費につきましては、先ほど申し上げました11年度末現在高におきまして185億8,142万5,000円ということになっております。それに債務負担行為におきまして、過年度分といたしまして新市街地関係で起債が1,200万、1,580万ということで、これを足しますと186億922万5,000円という予算になっております。

また、公債費負担比率と申しますのは、一般財源を分母といたしまして、公債費充当部分の一般財源が分子ということになりまして、その比率が公債費比率ということになっているわけでございます。

以上でございます。

○議長（小室利夫君） 柳沢事務局次長、答弁。

○事務局次長（柳沢 弘君） 公債費の関係でございますけれども、公共下水道の起債につきましては、負債というか起債での考え方でございますけれども、施設自体が世代にわたって使う施設ということで、当然補助裏は起債ということで指導されております。ただし、その起債の中の元利償還金、これにつきましては、地方交付税で基準財政需要額と言っておりますけれども、これに元利償還金50%算入されることになっております。したがって、これらにつきましては、両市に交付税として戻ってくるということでございます。

○議長（小室利夫君） 8番、松村和子議員。

○8番（松村和子君） 8番、松村和子。再質疑を行います。

まず、消費税については、相当な消費税が累積となるものだと思いますけれども、ほかの組合あるいは市町村で行っている下水道に現在でも消費税を減額している市町村あるいは、2分、3%でとどめてある市町村も何カ所かあったのですが、現在ではそういった組合とか市町村はどういうふう to 現実にあるのかということでお尋ねしておきたいと思っております。

また、借入金の問題なのですが、先ほど聞きました額が1.9、2.1ということで比較的率が高いのではないかと、鶴ヶ島市の方では1.25%ぐらいで借り入れているような、そういうふう to 認識しているのでございますけれども、借り入れ先、率ともにもうちょっと精査を考えられないのかということで、一つはお尋ねしておきたいと思っております。

また、草刈りの方の答弁をいただきました。草刈り、清掃並びに薬剤散布ですか、というふうになっているのですが、この年5回の特に薬剤散布についてと草刈りなどについてもいろんな意見が舞い込んでくるのですね。最近、環境が非常に悪くなりまして、そうした小さな、本当は小さな河川なのですが、飯盛川や大谷川の地域河川についても自然のままに残してほしいという要求が強いわけですよ。毎回申し上げますけれども、この年5回のこの問題については、どういった形でやるのかということが非常に

気になるところなので、答弁をお願いしておきたいと思います。

また、星和住宅の方の管理、下水道の料金の問題なのですが、確かに話し合いを行って市職員が説明して3,300円で納得したということは、これは事実だと思います。また、この条例が提出された西坂戸のし尿処理施設場のこれも事実ですよ、現実。職員が参加されたと、下水道組合の職員も総会に参加されて納得したのだというのわかりますけれども、片や西坂戸のし尿処理施設ではやっぱり一般住宅を低く抑えて、特定のいろんな商店とか事業所には一定のそれなりに排出する量の負担金ということでお願いしているということであれば、できるならばそういう方向で指導していただければ、一般住宅をもう少し引き下げられたのではないかという気もなくはないわけなのですね、私の気持ちとしては。だから、これがもし同じ組合で、両市でやっているのだから、両市の考え方が違うのだよということではなくて、そういった方向での統一性は努力されたのかどうか。あとでこういう料金の格差というのは、施設の管理にもよって料金が違うというのはもちろん納得すると思うのですが、こうした事業所とか多量に流すところとかには坂戸市はたくさんかけていて、鶴ヶ島はそうではないということになると不公平な感じにも、地域の方が聞いたら、ああ、こういう方法もできるのではないのかという話に後でなるのではないのかというふうに考えるのですが、この点はいかがなものでしょうか。

あと債務負担の問題について、最後にご答弁いただいたのですが、非常に市町村も国も県もそうですけれども、今財政逼迫状況の中で、確かに下水道は延伸させなければならないという重要な部門ですので、借り入れてやっていくということについてもやむを得ないと思うのですが、非常に利息の支払いも大変になってきているのですよね、借り入れをすると。だから、なるべくなら借り入れをしないで、両市で負担額をふやしていく方向で、こしは基金を取り崩して、ではやろうではないかということになったとは思いますが、やっていかないと高い利息でまだ借り入れているのもそのままになっているのではないかというふうに思いますので、そうした方向の検討をしていかないといけないのではないかなと、若干この予算書を見まして思ったのですが、その辺の点はどういう話し合いがなされているのでしょうか。

さっきそれに最後に落ちました。8ページ、9ページの歳入の公団負担分ですが、答弁が出なかったのですが、2目の最後のところ、1の公共下水道事業費負担金のところの終末処理場建設事業費都市基盤整備公団負担金ということで2,000万が計上されているわけです。この2,000万が計上されて、いわゆる新終末処理場の総額に対する総額負担分を要求しておりました。全体として総枠で幾らを要求していて、現在幾らになったのかという答弁をいただいておりますので、よろしくご答弁をお願いします。

○議長（小室利夫君） 池畑事務局長、答弁。

○事務局長（池畑勝一君） 初めに、借入金の利率の方の関係でございます。精査ができないかということございまして、これにつきましては、今日まで水処理センター関係あるいは管渠の関係等につきまして、一番高い金利では現在のところは6.6%ぐらい、それから最近では1.9ということで、現在の返還金の金利の平均は大体4.5ぐらいかなと思います。ここのところ金利情勢がこういった状態ございまして、最近では1.9から2.0ということでございます。なお、これにつきましては、返還の方が違う形でできないかということございまして、それにつきましても県、国を通じて相談したところなのですが、やはりその当時に国の方で示した金利で貸し付けの方もされている関係で、特段そういった返還については、その分についてはできないということございまして、現状では借り入れ期間につきましてはその金利で返還に



ついてもやるということで考えております。特に金利につきましては、安いほどいいわけでございますので、できるだけそういう部分も探しながらやっているとございまして、借り入れの申し込みにつきましては、政府資金を使っている関係上、あらかじめ利率の方の指定はされてきますので、今後そういった努力についてはやってまいりたいというふうに考えております。

それから、草刈りの件でございまして、自然のまま残すということですが、都市下水路につきましては、建設省の設計基準であるような形に定められておりますけれども、特に今水路内にありますミクリだとか、あるいは水量を冬場の時期も保つためにあのような形に、フナとかコイとかそういったものが泳げるような形にしておりますので、今後ともできるだけそういうような形につきましては残していくというふうにしたいと思っております。

それから、星和と西坂戸の方の関係でございまして、これにつきまして、基本的な考え方としましては維持管理費ができるような使用料ということで、当時協議をいたしております。そういうことで、最近では平成2年ですか、西坂戸の方につきましては、西坂戸と鶴舞につきましては引き継ぎをしまして、当時の商店あるいは一般住宅、これにつきましては約倍ぐらいにこの金額を、2,100円ですけれども、住宅については上げております。そういうことで、星和につきましても基本的には使用料、そういったものが維持管理費が賄えるような金額に当初は設定しておりますので、過去にも、現在では3,300円と2,100円というふうなことがありますけれども、時点が、この時点では違しまして、星和の方が3,300円でございますけれども、時点の違いがございまして、そういったところをご理解願いたいと思います。

あと消費税につきましては、担当の方から申し上げます。

○議長（小室利夫君） 田中事務局次長、答弁。

○事務局次長兼業務課長（田中健次君） お答え申し上げます。

埼玉県の消費税の転嫁の状況につきましてお答え申し上げます。これは、今回調査の一番新しいものが平成11年12月21日現在のものでございまして、64団体、そのうちで未転嫁というのは上福岡市、それで3%というのが白岡町、寄居町でございまして、それ以外は全部5%転嫁していると、そういう状況でございまして。

○議長（小室利夫君） 中河総務課長、答弁。

○総務課長（中河 渡君） 先ほど債務負担行為の関係でお話がありました。この新市街地事業分につきましては、その財源であります国の補助金あるいは地方債を除いた財源につきましては公団負担ということになっております。したがって、地方債につきましても、これは両市の方へ交付税として100%算入されるものでございまして、下水道組合からの持ち出し金はないというふうな事業でございまして。

次に、終末処理場負担金関係でございまして、これにつきましては、公団負担金といたしまして26億293万8,000円という負担金額でございまして、これにつきましては補助対象事業分と単独事業分の負担がございまして、補助対象分の負担金につきましては定額決定あるいは事業認可の人口割合による負担率でございまして、これにつきましては、石井水処理センター建設に要する費用を計画決定、事業認可の負担率で負担をしていただくようになってございまして、これの負担金合計が19億1,193万8,000円という数字になっております。単独事業分につきましては、管渠整備等がありまして、これにつきましては2

分の1の折半で公団負担となっております。当初協定分におきましては6億9,100万円という状況でございます。補助対象分とその残額分を合わせまして26億293万8,000円という負担金になるわけでございますけれども、今現在石井水処理センター工事の補助対象事業分につきましては、全体の約95%が終了しているところでございます。残事業といたしましては、場内整備工事、沈砂掻き寄機、流入量に伴う主ポンプの設置工事あるいはこれらの設計等が残っていることになっております。補助対象事業としての負担金、確定している負担金につきましては15億1,465万750円でございます。この残事業を見込みましても、約16億円ぐらいの負担金が予想されると思われまます。また、単独事業分の事業費が確定している公団負担金につきましては6億2,483万482円となっております。残事業の道路関係、集会所関係を見込みましても、今後8億円程度であると見込まれることから、両方合わせますと今後負担していただく額といたしましては約24億円が総額となる見込みでございます。11年度末の負担金額といたしましては21億3,948万1,232円となっているところでございます。

以上でございます。

○議長（小室利夫君） 7番、吉岡茂樹議員。

○7番（吉岡茂樹君） 歳入関係で9ページの受益者負担金、これは前年度に比べて3,409万9,000円かなりふえているわけですが、これの積算根拠をお示しいただきたい。

それから、新しい事業認可区域の拡大の問題については、この平成12年度についてはどういうふうに位置づけられているのか。

もう一点、職員の人数の関係ですが、平成11年度については1名減員というふうな形になっておりますけれども、もしわかればこの数年、3年あるいは5年ぐらい経過での職員の増減の関係がわかればお示しいただきたい、わからなければ後でいいですよ。

○議長（小室利夫君） 中河総務課長、答弁。

○総務課長（中河 渡君） まず、事業認可の関係でございますけれども、今事業認可をとっておりますのは、平成14年度までの事業認可をとってございます。その事業認可内の整備状況につきましては、順調に整備をされておまして、14年度までには事業認可内の区域は整備されるというような状況でございますので、平成12年度におきまして一部事業認可業務委託ということで予算計上をさせていただいております。その中で検討をし、13年度中には事業認可の拡大を図っていきたいというふうに考えております。

それと職員の関係ですが、今手元に過去の経過がちょっとないものですから、済みません。

○議長（小室利夫君） 田中事務局次長。

○事務局次長兼業務課長（田中健次君） お答え申し上げます。

受益者負担金の関係でございますが、平成11年度、12年度の差ということでございますが、前年度が、11年度につきましては、平成10年度に施行したところを受益者負担金をかけるということで、前年度は15万3,084.14平方メートル、それに伴う受益者負担金をかけさせていただきました。本年度につきましては22万6,113.31平方メートル、それに伴う受益者負担金、現年度分として1億400万、過年度分、これは分割で納めていただく方がおります。それは、平成8年度から11年度の10年度割ということで424万2,000円、足しますと1億824万2,000円と、その内訳と申しますと、受益者負担金は認可を拡大するときの一つの下水道条例に基づいて計算例があるわけでございます。今回の対象になっているのは650円と445円とが対象に

なっております。これは445円というのは、平成元年7月に下新田、三光町、花影、千代田を拡大したとき下水道条例に基づいた、これに基づいた金額が445円でございます。今回650円につきましては、平成8年の10月、これは千代田、山田、八幡、五味ヶ谷、上広谷、そういうところを拡大したときに下水道条例の積算基準に基づいて計算すると650円と、そういう積算根拠でございます。

以上でございます。

○議長（小室利夫君） ほかに。

〔「なし」の声〕

○議長（小室利夫君） 以上で歳入及び歳出に対しての質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に反対の者の討論を求めます。

8番、松村和子議員。

○8番（松村和子君） 8番、松村。議案第1号 平成12年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計予算書につきまして、反対の立場からの討論を行います。

今回の予算では、先ほど来の質疑で公共下水道、坂戸、鶴ヶ島の格差が大変あったわけですが、坂戸普及率59.2%、鶴ヶ島40%、平均52.2%と、格差の解消並びに前進がされてきたという点では評価をするものです。また、昨年の風水害の被害では、坂戸市並びに下水道組合のご努力により国、県での樋門の設置が近々始まり、ポンプ場の設置についても協議中ということで、水害対策が前進しているということについても本当に喜んでおります。

しかしながら、どこでもそうなのですが、借金が非常にふえてきて、今後不況の中でこうした各種の事業並びに当両市の事業の中での負債の占める割合というのが年々高くなって、今後大きく経済が変動して落ち込んだ場合は、大変な問題に発展していくような状況もあるというふうな見通しがあるわけで、その点を我々市民は非常に心配しております。ですから、高額の借り入れる分の早期返済の要求、各地でやっておりますので、ぜひこういった点でも努力をいただきたいというふうに思っております。

また、市民的に見れば、不況の中で生活していくのが大変になってくるといふ点からも、最低限の減免なども必要な時期なのですが、地方分権によってそういうこともなかなかできないような、逆に強化されているような感じがします。そういった中で消費税への繰り入れということは、消費税をかけるということは、全体でも6,000万近い消費税を市民が支払わなければならないということから見ても、この点でも市民生活圧迫、低所得者の人のこうした下水道使用料というのは、支払っていくということが大変になってきているのではないかというふうに言えると思います。こういった点では、やはり弱者救済の制度を設けるなどしていかないと大変なことになると思います。

その反面、公団の施行は、非常に国の事業へは補助金がどんどんつきます。うちのまちでもやっております15年の国体誘致に向けての国の環境事業団への補助金は即つくということで、やはり地方自治体への補助金のつき方というのが厳しくなっているという中で、公団関連にはどんどん事業が発展していくということも、旧市街地の住民から見れば非常に格差が残るというふうに考えられます。

私たちは、このような二つの問題点を指摘して、本予算に反対するものです。

○議長（小室利夫君） 次に、本案に賛成の者の討論を求めます。

5番、山田吉徳議員。

○5番（山田吉徳君） 5番、山田吉徳です。ただいま議題となっております議案第1号 平成12年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計予算を定める件につきまして賛成討論を行います。

バブル崩壊後、低迷を続けてきた経済情勢もようやく底を打ち、明るい兆しが見えてきたと言われておりますが、依然として高い失業率や倒産など景気回復への道は険しいものがあります。また、国及び地方公共団体も同様に、慢性化した税収不足等により大変厳しい財政運営を強いられている状況にあると思われれます。しかしながら、下水道施設は、市民が健康で文化的な生活をする上で必要不可欠な都市基盤施設であり、その整備はまさに急務であると思っております。

このような中で、ただいま提案されております平成12年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計予算案の内容を見ますと、公共下水道事業について、汚水関係では昨年度から鶴ヶ丘ポンプ場が供用開始いたしました。本年度は、面整備工事について計画的な推進が図られており、普及率向上のため、まことに適切な措置がなされているものと考えるところであります。また、雨水関係では、浅羽第一幹線の整備を前年度に引き続き実施することとしており、処理場等の維持管理面に対しましても施設等の老朽化に対処すべく万全の体制で臨んでおられる姿勢が組み立てられているところでもあります。次に、都市下水路事業については、維持管理を中心とした事業内容であり、的確な事業費が計上されていると思う次第であります。

この一般会計予算案は、構成市の財政状況等を的確に把握し、実情を十分に配慮した予算編成であるとともに、常に健全財政を堅持しつつ、今後大きく飛躍を期待される下水道整備にまさに大きく寄与するものであると思われれます。本予算案は、坂戸、鶴ヶ島両市の市民にとりましても、その整備における成果を待ち望んでいると確信をしております。

以上のような観点から、本案に対する私の賛成討論といたします。

○議長（小室利夫君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（小室利夫君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（小室利夫君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



### ◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小室利夫君） 日程第5、平成11年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計補正予算（第4号）を定める件（議案第2号）を議題といたします。

書記をして議案を朗読いたさせます。

岡安書記。

○書記（岡安文雄君） （議案第2号朗読）

○議長（小室利夫君） 提案理由の説明を求めます。

宮崎管理者。

○管理者（宮崎雅好君） ただいま議題となっております議案第2号 平成11年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計補正予算（第4号）を定める件について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ3億2,629万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を48億8,045万1,000円にしようとするものであります。

その内容を申し上げますと、まず歳出といたしましては、構成市との協議により平成11年度繰越金及び土地売払収入等を下水道整備基金に積み立てることといたしました。また、坂戸入西地区における入西ポンプ場の設備設置の経費542万円を都市基盤整備公団へ委託し、実施することといたしました。

なお、歳出に見合う歳入財源といたしましては、構成市並びに県との協議により事業の確定にあわせ、負担金、県支出金を減額し、入西ポンプ場設備設置工事542万円については全額都市基盤整備公団の負担で実施することといたしました。

財産収入につきましては、石井水処理センター用地の一部を飯盛川1級河川拡張に伴う売り払いによる収入を計上したほか繰越金、寄附金を増額し、都市下水路にかかる起債充当率が50%から55%に変更となり、これに伴う組合債を増額いたし、収支の均衡を図った次第であります。

次に、第2表繰越明許費について申し上げますと、まず公共下水道築造工事につきましては、国の総合経済対策事業として2次補正の追加内示に伴い、工事に期間を要することから繰り越しをしようとするものであります。

また、石井水処理センター建設関連施設整備負担金につきましては、周辺の道路整備事業が年度内の完了が難しくなり、坂戸市と協議の結果、それぞれにおいて翌年度に繰り越して執行いたしたく所要の措置を講じようとするものであります。

第3表地方債補正につきましては、公共下水道事業においては事業の確定、また都市下水路事業においては充当率の変更に伴い、それぞれ増額することといたしました。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（小室利夫君） これより質疑に入ります。

暫時休憩します。

休憩 午前11時45分

再開 午後 1時00分

○議長（小室利夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◇

### ◎会議録署名議員の追加指名

○議長（小室利夫君） ただいま会議録署名議員の福田耕三議員が都合により退席されました。

この際、お諮りいたします。会議規則第83条の規定により、議長において、6番、長井昭夫議員を追加指名したいと思います。いかがでしょうか、よろしいですか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（小室利夫君） それでは、そのように決定させていただきます。

---

○議長（小室利夫君） 8番、松村和子議員。

○8番（松村和子君） 8番、松村です。議案第2号 平成11年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合の一般会計補正予算につきまして質疑を行います。

全協でも若干のご説明がございましたが、3ページの繰越明許費につきまして、公共下水道の築造工事と石井水処理センターの建設関連施設の明許繰り越しということでこの大体の状況はわかったのですが、この原因の発生した明許をしなければならなかった原因というのは何であったのかということについてお尋ねしておきます。

また、11ページ、12ページの方なのですが、財産収入で当初は予定がなかった土地売却収入が2億897万8,000円発生しているのですが、これはどこに売り払って、幾らの単価で売ったのかということについてお尋ねします。

また、雑入で消費税の還付金ということで、これは国の方から消費税相当の収入があったというふうには見るのですが、これはどういう割合で雑入として入っているのかということについてお尋ねしておきたいと思います。

以上です。

○議長（小室利夫君） 池畑事務局長、答弁。

○事務局長（池畑勝一君） 1点目の繰越明許費の関係でございますが、3ページの関係でございますけれども、内容的には水処理センターの掻き寄機とそれから新田幹線の続きの工事、そして舗装復旧工事の関係でございます。この内容につきましては、12月に12年度分の工事を前倒しということで国の方の補助金を受けたわけでございまして、ここの3月中には入札をしまして契約をし、繰り越しをさせていただきます。12年度の9月ごろには完成したいというふうな考え方でございまして、原因につきましては設計ですね、12年度……。

〔「国の方針だから」の声〕

○事務局長（池畑勝一君） これらの補助金を受ける段階で、12年度分を前倒しをしてもいいからということとやった関係で明許しなければならないというふうなことになったわけでございます。

それから次に、財産収入の方の関係でございますけれども、これにつきましては、埼玉県飯能土木事

務所の方と売買契約をする予定でございます。単価につきましては、平方メートル単価が5万100円でございます。なお、この中にいと番線がございますが、100万5,385円分がこの中へ入っております。

以上でございます。

〔「何処の場所か」の声〕

○事務局長（池畑勝一君） 飯盛川の改修を飯能土木事務所の方が行います。そういうことで10メートルほど敷地の中へ入るわけなのですが、そのような飯能土木事務所と単価につきましては5万100円でございます。

○議長（小室利夫君） 中河総務課長、答弁。

○総務課長（中河 渡君） それでは、消費税につきましてお答え申し上げます。

まず、今回の消費税の還付でございますけれども、9年度の消費税の実績等を勘案して、10年度に中間申告ということで納めております。その金額が1,512万3,900円ということで中間申告で納めておまして、それが10年度の確定申告ということにおきまして確定額が456万1,200円という確定をされましたので、その差額が今回還付金として下水道組合の方に戻ってくるという内容でございます。

以上でございます。

○議長（小室利夫君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時06分

再開 午後 1時09分

○議長（小室利夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、8番、松村和子議員。

○8番（松村和子君） それでは、公共下水道の明許繰り越しですけれども、これは一般会計でもこういうことが起きているわけなのですが、国の小渕内閣、小渕首相は公共事業をどんどんやれば景気が回復するのだというので、補正をまた組んで市町村に主に大型公共事業を中心に組んできたわけですが、今回は下水道事業ということで、年度途中で当然組むわけですから、本来なら当初予算ということですのでけれども、こういう明許繰り越しをせざるを得ないというふうになってくるというふうに思うのですが、こうした国の景気対策によって市町村としては事務もふえるし、さまざまな対策もしなければならぬということ、とれたのはいいのですが、やはりそういった計画での大変さとか、あるいはこうしたことで景気が本当に回復するのかとか、そういう点でちょっとお尋ねしておきたいと思います。

また、財産の売払収入については、飯能土木事務所ということで、調整地域ということではなかろうかと思いますが、意外と額は2億を超える額ですけれども、平米にすると1平米5万100円ということですから安い方なのではないかと思うのですが、これは官官の売買なので、この単価の出し方とか、そういうものはどういうふうになっているのかなということで答弁をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（小室利夫君） 宮崎管理者、答弁。

○**管理者（宮崎雅好君）** 繰り越し関係は、国の方針でありまして、国の方針にのっとりまして前倒しという形において平成12年度に仕事をしようとしているものを、平成11年度の後半におきましてこのような形で前倒しをするわけでありまして、したがって、私どもといたしますと、当然やるべき仕事でありますので、早まったということであり、特に問題はございません。やはり公共事業をこのような前倒しをしているから、今の日本の経済がここにまでもっているものでありまして、これらにおきまして逐次また上向ってきていると言われております。

あとは民需の問題、その他も出てまいるわけでありまして、どこの国でも貧乏のときもあれば大尽のいいときもあるわけでありまして、そういう面から経済というものはそう動くものであります。ですから、苦しいときは苦しいなりの対策を立てながら、お互いに国と協力し合いながら、地方自治体もその方向で進めていく、そういう形において私どもは今後におきましてできるだけ公共事業、特に下水道等におきましては、これは市民の皆さん方が望んでいることでありますので、前倒しでも何でも取り組んでいきたい、こう思うわけでありまして、よろしくお願いを申し上げます。

次に、用地の買収のことでありますが、水処理センター建設に当たりましては、坂戸市におきまして地元の皆さん方にご協力をいただき、その部分におきましての単価からいいますと、それほどではなかったと思うわけでありまして、いずれにいたしましても国からの補助をもらって、そして水処理センターの場所を買上げました。しかし、その後になりまして、飯盛川を拡幅するというものでありまして、下流からずっと上がってまいりました。しかし、下流あるいはその対岸、その他におきまして地主さんの皆さん方がどこまで売ってくれるかということがなかなか見通しがつかない、すなわち調整によって、そして下水道組合の分におきましては予算的な余りがあったならば、その時点において買わせていただくということで話が合ったわけでありまして。

したがって、その地はこれは都市計画決定がされているところでありますし、また国からの補助金をもらって買った土地であります。したがって、これらにおきましては、なかなかご理解についての国からの状況、それらを見て、また補助金の返還等いろいろ出てまいる問題もあるわけでありまして、飯盛川を広げるといことは、これはその地域におきまして一番大事なことでございまして、そして今回そういう面において買ってまだ幾らもたない土地でありますし、また貴重な土地であります、川幅を広げるということで協力をしたということでありまして、近隣と妥当な値段であるということで、一連の流れの中における値段でありますので、ご承知いただきたいと思っております。

○**議長（小室利夫君）** 2番、山中基充議員。

○**2番（山中基充君）** 2番、山中基充です。補正予算の質疑を行わせていただきます。

まず、歳入のところの10ページの受益者負担金が946万9,000円、減額補正となっておりますけれども、これはこれにかかわる工事の進捗状況によるものか、また何かどういう原因があるかそれについてお伺いいたします。

あと14ページの県支出金の県補助が65万円丸々補正減ということで、当初の予定がゼロになっておりますけれども、これは当然入ってくるべきものを予測していたのが全くゼロであったということだと解釈するのでありますが、それについての背景も教えていただけましたらと思っております。

以上です。



○議長（小室利夫君） 中河総務課長、答弁。

○総務課長（中河 渡君） それでは、県費補助につきましてのご説明を申し上げます。

当初掻き寄機に伴う補助金として県費補助を考えていたわけでございますけれども、県といろいろ折衝する中で補助金額が100万円以下の場合には県費補助対象にならないということで、今回補正減をさせていただきます。それにかわる財源といたしましては、地方債を充てさせていただいております。

以上でございます。

○議長（小室利夫君） 田中事務局次長、答弁。

○事務局次長兼業務課長（田中健次君） お答え申し上げます。

受益者負担金の946万9,000円の減額についてお答え申し上げます。この件につきましては、坂戸都市計画下水道の受益者負担金施行規則、こちらの方がございまして、平成10年の後半に一部改正をさせていただきました。その内容を申し上げますと、猶予期間、徴収猶予基準というのがございまして、この賦課をしたところの中については全部いただくのだと、そういう形で進めていたのですが、たまたま対象となる事業認可をかけて、賦課区域の中に畑とか田んぼとか山林、そういうものがあるわけです。即そういうところに公共下水道を入れても下水道が使えないと、そういう状況で今までの猶予期間といたしまして2年以内、猶予は全額と、2年たてば全額を払っていただくのだと、そんな形の基準があったわけでございます。

大地主さんから相当、いろいろ計画がないのに何で払うのだと、そういうことで近隣市町を調べまして、組合内部で検討させていただきまして、新しく改正にした猶予期間の概要については「宅地として使用し、または使用できる状況にあると認められるまでの期間」、そういう形に変えまして、猶予の率額が100分の80、当初は若干は見ていたのですが、100を見ていたところが20きり入らないということなのですね。あとの80は、宅地が利用できる状況になったら地主さんに納めていただくと、そんな関係がございまして、当初若干は見ていたのですが、それが大地主さんは相当多くそういう申告がありましたので、こういう金額になったわけでございます。

以上でございます。

○議長（小室利夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（小室利夫君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○議長（小室利夫君） 討論を終結いたします。

これより議案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（小室利夫君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◇

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小室利夫君） 日程第6、坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道条例の一部を改正する条例制定の件（議案第3号）を議題といたします。

書記をして議案を朗読いたします。

岡安書記。

○書記（岡安文雄君） （議案第3号朗読）

○議長（小室利夫君） 提案理由の説明を求めます。

宮崎管理者。

○管理者（宮崎雅好君） ただいま議題となっております議案第3号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道条例の一部を改正する条例制定の件について、提案の理由を申し上げます。

地方分権の推進を図るための関係法令の整備等に関する法律（平成11年7月16日法律第87号）の制定により地方自治法の一部が改正されたため、本条例中罰則規定の過料の額及び限度額を改めることとし、この案を提出するものであります。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明いたします。

○議長（小室利夫君） これより質疑に入ります。

8番、松村和子議員。

○8番（松村和子君） 8番、松村。議案第3号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合下水道条例の一部を改正する条例制定の件につきまして質疑を行います。

今回の地方分権の改正によりまして、国民健康保険など大幅に罰則規定が値上げされました。下水道では、下水道のこの使用料ですか、こうしたものに対して徴収の場合に罰則を1万円から5万円に引き上げるということなのですが、一つは問題は下水道の平成11年度では、まだこれから決算ですけれども、こうした罰則規定が実施されますと、何人ぐらいの人がこれに該当するような事態になるのかなというのが一つは関心事なのですが、それはどうでしょうか。

また、こうした支払いの猶予とかをすることができるというふうにも、また定めてあるわけなのですが、そうした事例があるかどうかというようなことについてお尋ねをしておきたいと思います。

以上です。

○議長（小室利夫君） 田中事務局次長、答弁。

○事務局次長兼業務課長（田中健次君） お答えを申し上げます。

こちらの方の条例を変えた場合、どういう人、何人ぐらいの人が該当するかということでございますが、今回の罰則というのは下水道条例の28条、これは排水設備の関係に入るわけでございます。この場合は、内容としては排水設備の申請をしないで工事をやったとか、こちらの方からこういうものを出していただきと言ったものについては出さなかったと、そういうためのこの罰則規定でございます。現在下水道組合としては、これに該当するのはございません。

〔「無いのか」の声〕

○事務局次長兼業務課長（田中健次君） はい、ございません。

以上でございます。

○議長（小室利夫君） 8番、松村和子議員。

○8番（松村和子君） 8番、松村。今ご答弁によりまして、今のところこういったことはない、申請の書類とか出さなかったということですが、これは代理人といいますか、工事関係の方が申請を、してもらった側の方が依頼してやるというような中身になりますか、そうしますと。若干そういうことになるのではないかと思います、全然ないのになぜ5万円にするかということについて、これは組合の方で一定の、そうしますと排水設備を引く場合にはこういったものを用意しなさいとかそういうことを出すわけですから、それに合致しなければ許可がおりないような形になっていると思うのですが、ではなぜこれを値上げしなければならぬのかという理由についてお尋ねしておきたいと思えます。

○議長（小室利夫君） 田中事務局次長、答弁。

○事務局次長兼業務課長（田中健次君） お答え申し上げます。

排水設備というのは、指定工事店制度というのを設けております。その中の資格要件が整っていないと工事店にはなれないわけです。そういう書類を出していただきまして審査をして、現地も確認をしましていいだろうということで許可をしているわけです。だから、こういう内容については、出さなかったかどうかということは全部知っていて、また講習会も更新のときにやっている訳でございます。今回のこの料金の値上げというのは、あくまでも提案理由の中に入っているとおり地方自治法の一部が改正されたために、それに合わすと、そういう意味でございます。

以上でございます。

○議長（小室利夫君） 2番、山中基充議員。

○2番（山中基充君） 同じような質問になってしまうのですが、やっぱりこれまで1万円の過料を平成11年度のみならず、科されたケースがあるかどうかだけ1点確認させていただいて、もしもそういう場合があった場合は、注意とか忠告とかそういった手はずはどのようにとられるのかだけ、1点確認のためにお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（小室利夫君） 田中事務局次長、答弁。

○事務局次長兼業務課長（田中健次君） お答え申し上げます。

今まで過料をした工事店はございません。

あった場合につきましては、下水道組合の方で指定工事店、下水道条例に基づいて罰則規定がございますので、そちらの中で処分をさせていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（小室利夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（小室利夫君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

- 議長（小室利夫君） 討論を終結いたします。  
これより議案第3号を採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。  
〔「異議なし」の声〕

- 議長（小室利夫君） ご異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。



### ◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（小室利夫君） 日程第7、地域し尿処理施設設置及び管理条例の一部を改正する条例制定の件（議案第4号）を議題といたします。

書記をして議案を朗読いたさせます。

岡安書記。

- 書記（岡安文雄君） （議案第4号朗読）

- 議長（小室利夫君） 提案理由の説明を求めます。

宮崎管理者。

- 管理者（宮崎雅好君） ただいま議題となっております議案第4号 地域し尿処理施設設置及び管理条例の一部を改正する条例制定の件について、提案の理由を申し上げます。

鶴ヶ島市大字藤金地内にあります星和若葉台地域し尿処理施設につきましては、このたび鶴ヶ島市と星和若葉台分譲住宅地管理組合との協議により、その施設が鶴ヶ島市に帰属されることになりました。これを受け、鶴ヶ島市と協議により平成12年4月1日から坂戸、鶴ヶ島下水道組合規約に基づき当組合が星和若葉台地域し尿処理施設の移管及び維持管理を行うことに伴い、所要の改正を行うものであります。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

- 議長（小室利夫君） これより質疑に入ります。

〔「なし」の声〕

- 議長（小室利夫君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に反対の者の討論を求めます。

〔「賛成討論を」の声〕

- 議長（小室利夫君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時30分

再開 午後 1時33分

- 議長（小室利夫君） 再開いたします。  
討論を終結いたします。  
これより議案第4号を採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。  
〔「異議なし」の声〕
- 議長（小室利夫君） ご異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。



### ◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（小室利夫君） 日程第8、公の施設の区域外設置に伴う協定の一部変更について（議案第5号）を議題といたします。  
書記をして議案を朗読いたさせます。  
岡安書記。
- 書記（岡安文雄君） （議案第5号朗読）
- 議長（小室利夫君） 提案理由の説明を求めます。  
宮崎管理者。
- 管理者（宮崎雅好君） ただいま議題となっております議案第5号 公の施設の区域外設置に伴う大谷川都市下水路設置に関する協定の一部を変更する協定について、提案の理由を申し上げます。  
現在大谷川都市下水路事業を計画に従い進めているところでございますが、平成元年度に建設省において事業化された首都圏中央連絡自動車道が大谷川都市下水路と重複及び横断するため、平成11年9月10日に大谷川都市下水路事業の都市計画決定及び事業認可を変更いたしました。その結果、延長が46メートル延びることとなり、昭和44年12月15日付で川越市と締結した大谷川都市下水路設置に関する協定の一部に所要の変更を行う必要が生じたので、地方自治法第244条の3の規定に基づきこの案を提出するものであります。  
何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。
- 議長（小室利夫君） これより質疑に入ります。  
2番、山中基充議員。
- 2番（山中基充君） 2番、山中基充です。議案第5号 公の施設の区域外設置についての協定の一部の変更に関する協議についてに関して質疑を行わせていただきます。  
この都市下水路の変更に伴うということでご現在流れている川を埋め立てて、この計画どおりにまたある意味掘り直して下水をつくるということなののでしょうか、その点について確認するとともに、この部分の46メートル延びるということで、この部分の工事費などの組合等の負担の増減等はどうなっているのか

お教えてください。

以上です。

○議長（小室利夫君） 中河総務課長、答弁。

○総務課長（中河 渡君） 大谷川都市下水路の負担率につきましては、排水面積割合で負担率を算出しているということから、延長がこのような形で延びることによっての負担率の変更はございません。

工事費につきましては、若干延長が延びるということで、その部分の工事費の増ということは考えられます。

旧水路に関しましては、今現在その水路の水を利用して下流で耕作をしているという関係上、都市下水路を設置しても旧水路に水を回すというようなことを考えておりますので、旧水路につきましては以前のとおりでございます。ただ、その圏央道等の関係で旧水路が圏央道の中に入ってしまうというような場合につきましては、圏央道の側道を利用させていただきまして、水を回させていただくというようなことを考えております。

以上でございます。

○議長（小室利夫君） 8番、松村和子議員。

○8番（松村和子君） 8番、松村です。圏央道にかかる部分も確かにありますし、旧水路として残る部分もあると思うのですが、ただこれによって3,076メートル、これは買収するということになるのですか、今までの水路だったらそのまま拡張して買うということなるのですが、新たに水路を設けることによって、今の説明ですと新たに買収するのかなというふうに見受けたのですが、その点はどうでしょうか。

○議長（小室利夫君） 中河総務課長、答弁。

○総務課長（中河 渡君） 基本的には、水路を築造する場合におきましては、旧水路を並行して使っていく場合はともかくといたしまして、それ以外の部分につきましては用地買収をし、建設工事を行っていくというのが一般的でございまして、ここにきましてもそういう形で進めさせていただくというようなこととなります。

それから、圏央道部分につきましては、圏央道の中に鶴ヶ島市の水路があるということから、この区間につきましてはその水路を圏央道の南側につけて、その水路の中を都市下水路を設置していくというような形で、建設省と協議をしているというような状況でございます。

○議長（小室利夫君） 8番、松村和子議員。

○8番（松村和子君） 8番、松村。再質疑を行います。

そうしますと大変複雑になってきまして、圏央道で重複する部分、旧水路として今引いているところもあるので、残さなくてはならない部分、そういう部分を残して、あとは認可してそこを買収するということとなりますと、これはどのぐらいの面積の買収になるというふうに見られるのですか。

○議長（小室利夫君） 中河総務課長、答弁。

○総務課長（中河 渡君） 基本的には、全体の面積は把握しておりませんが、水路の構造といたしまして構造物と管理用地を含めまして上幅で14.8メートル、この水路の幅が必要かと思えます。ということの用地買収が必要になってくるということでございます。

○議長（小室利夫君） 7番、吉岡茂樹議員。

○7番(吉岡茂樹君) 先ほどの説明で概略理解をしたのですけれども、もう一点確認の意味でお聞きしておきます。

こういう状況が発生したというのは、いわゆる圏央道がこういうふうに通るといふことが主たる原因なのですか、それ1点。

○議長(小室利夫君) 中河総務課長、答弁。

○総務課長(中河 渡君) 延長が伸びたということにつきましては、圏央道によって本線のルートを変更したということの理由でございます。

以上でございます。

○議長(小室利夫君) 7番、吉岡茂樹議員。

○7番(吉岡茂樹君) そうすると費用については、圏央道が通ることによってこういうような状況が発生したということで、用地の買収も含めて今後のこの部分にかかわる費用についてはいわゆるその圏央道が、国ですか、が負担をすべきではないかというふうに考えるのですが、その辺についてはどういうふうになるのでしょうか。

○議長(小室利夫君) 中河総務課長、答弁。

○総務課長(中河 渡君) 圏央道部分にかかわる工事の関係等につきましては、今圏央道、建設省等で協議中でございます。

〔「何で回したの、真っすぐでそのままやるとなれば、向こうへ回した理由があるんだろう、頼んだんだろう」の声〕

○総務課長(中河 渡君) 次の図面を見ていただきたいのですけれども、黄色い部分、黄色い部分が当初の認可ルートでございます。それを赤い部分、この部分に変えるわけでございますけれども、旧認可ルートと圏央道の間に残地が残るということで、残地の有効利用を図るということで圏央道に沿わせたと変更にしたということでございます。これにつきましては、鶴ヶ島等との協議によりまして、と同時に鶴ヶ島からの要請によるものでございます。

以上でございます。

〔「休憩」の声〕

○議長(小室利夫君) 暫時休憩。

休憩 午後 1時44分

再開 午後 1時46分

○議長(小室利夫君) 再開いたします。

7番、吉岡茂樹議員。

○7番(吉岡茂樹君) 費用については今折衝中だといふなことですけれども、当然費用については国が持つべきだといふことのでこちらは対応しているのですか。

○議長(小室利夫君) 池畑事務局長、答弁。

○事務局長（池畑勝一君） お答えいたします。

用地買収費につきましては、この中に鶴ヶ島市の既存の水路のつけかえということで、用地費につきましては国の方で全額負ってほしいということで現在協議中でございます。これらにつきまして、その辺が確実にになりましたら、また議会の方へも報告させていただきたいと思っております。そういう方向で進めております。

○議長（小室利夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（小室利夫君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○議長（小室利夫君） 討論を終結いたします。

これより議案第5号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（小室利夫君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



### ◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小室利夫君） 日程第9、専決処分の承認を求めることについて（議案第6号）を議題といたします。

書記をして議案を朗読いたさせます。

岡安書記。

○書記（岡安文雄君） （議案第6号朗読）

○議長（小室利夫君） 提案理由の説明を求めます。

宮崎管理者。

○管理者（宮崎雅好君） ただいま議題となっております議案第6号 専決処分の承認を求めることについて、提案の理由を申し上げます。

平成11年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計予算について緊急に補正を行う必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により平成12年2月1日、本予算を専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により本議会においてその承認をお願いしようとするものであります。

内容について申し上げますと、公共下水道築造工事箇所において、脚折、下新田、上広谷地区の舗装復旧工事を国の2次補正分を活用し、早急に発注する必要が生じたものであり、年度内の完成が工期的に困難であることから繰越明許費の補正をした次第であります。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご承認を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とい



たします。

○議長（小室利夫君） これより質疑に入ります。

〔「なし」の声〕

○議長（小室利夫君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○議長（小室利夫君） 討論を終結いたします。

これより議案第6号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（小室利夫君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。



#### ◎閉会中の事務調査について

○議長（小室利夫君） 日程第10、閉会中の事務調査についてを議題といたします。

書記をして閉会中の事務調査についてを朗読いたさせます。

岡安書記。

○書記（岡安文雄君） （閉会中の事務調査について朗読）

○議長（小室利夫君） お諮りいたします。

ただいま朗読いたしましたとおり、本件は閉会中の事務調査とすることにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（小室利夫君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は閉会中の事務調査とすることに決定いたしました。



#### ◎一般質問

○議長（小室利夫君） 日程第11、一般質問を行います。

通告者は2人です。順次質問を許します。

2番、山中基充議員。

○2番（山中基充君） 2番、山中基充です。議長より発言の許可をいただきましたので、ただいまより坂戸、鶴ヶ島下水道組合3月定例議会での私の一般質問を行わせていただきます。

本日の予算にも示されておりますように、下水道組合にとっては厳しい財政の中、その事業の進捗に全

力で取り組まれております。今回私は、地域でそこのお住まいの方から、都市下水路わきの砂利道がいつまでも残っていて、雨が降ったら大変で、また不便だというお話を伺い、そこが下水道組合の管理用地だと知って何とかならないものかと今回の質問を行わせていただきます。

まず、1として都市下水路わきの管理用地は、坂戸、鶴ヶ島の市民にとって道路として利用されておりますが、そもそもその管理用地の目的は何なのでしょう。

2として、都市整備の進んだ市街地において管理用地だけ砂利道として残っているなど不整備な印象が否めませんが、整備についての考えをお伺いいたします。

3として、特に鶴ヶ島五味ヶ谷の大谷川と県道の交わる場所は、入り口付近を残し舗装されておりますが、なぜ完全に舗装されていないのでしょうか。また、今後の整備についてはどうなされるのでしょうか。

4として、坂戸市本町から山田町へ抜ける道と県道とのバイパスの役割をしている飯盛川わき部分の管理用地ですが、近くにショッピングモールや大型ビデオレンタル店などがある市街地にありながらいまだ砂利道で、雨の日など水たまりができ、市民からの苦情も聞かれますが、整備についての考えを伺います。

以上で私の1回目の質問とさせていただきます。

○議長（小室利夫君） 池畑事務局長、答弁。

○事務局長（池畑勝一君） 山中議員さんの一般質問にお答えいたします。

都市下水路わきの管理用地の舗装についてでございますが、大谷川と飯盛川都市下水路につきましては、昭和44年5月に都市計画決定を行い、45年3月及び昭和47年8月に事業認可を受けまして、今日まで鋭意事業の推進を図りまして、整備率も飯盛川が95.9%、大谷川が72.9%と事業の進展が図られてまいりました。これら構成両市の中心市街地を流れます二つの都市下水路につきましては、その目的である市街地における雨水の排除と浸水被害を防止する都市施設として、その役割と機能を今日では十分果たしておるところでございます。

初めに、ご質問1の管理用地の目的でございますが、都市下水路の構造は、国の補助金の交付による設計基準に基づきまして、雨水を流す水路部分とこれを管理する管理用地になっております。管理用地は、都市下水路のしゅんせつ作業、補修用材料の搬入、草刈り等都市下水路としての機能を果たすべく維持管理を目的としているもので、構造的にも都市下水路の一部とされているものであります。また、現在管理用地を一般車両が通行しておりますが、都市下水路用地の提供者から当時耕作する農地への出入り口をつくってほしいとの要望がありまして、残地所有者の耕作車両等が管理用地を通ることといたしているところでございます。

次に、2の整備についての考え方ではありますが、現在舗装されている場所につきましては、構成両市で市道認定をした道路でありまして、この道路を都市下水路の管理用としまして兼用工作物の管理協定を交わして利用しているものであります。これら構成両市の認定道路と都市下水路の管理用地の整備の差が舗装部分と砂利道というように分かれ、市民から見ますと不自然に思われている傾向にありますが、組合といたしましては都市下水路の管理用地として、現況におきましてはその目的に合った整備内容であると考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

次に、3の五味ヶ谷及び上広谷地内の未舗装分ではありますが、この用地は大谷川都市下水路の管理用地

でありまして、この上下流部分の舗装につきましては、認定道路として鶴ヶ島市の管理となっているものでございます。今後の整備につきましては、先ほど申し上げましたが、都市下水路の管理用地でございますので、現況のまま管理してまいりたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

次に、4の坂戸市の本町、山田町地域の飯盛川の管理用地の整備の関係でございますが、先ほどお答え申し上げたような考え方でありますので、ご理解願いたいと存じます。

以上です。

○議長（小室利夫君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時57分

再開 午後 2時07分

○議長（小室利夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

2番、山中基充議員。

○2番（山中基充君） 2番、山中基充です。再質問を行わせていただきます。

今のご答弁ですと、そもそも道のためにつくったのではないのですけれども、でも道として使われているというような内容で、使用目的は都市下水路の一部として機能しているのだというようなご答弁で、今實際川の周りで道となっているものは各市の市道として認定されたものだというようなご答弁だと理解したのですけれども、ならば本当に道として機能して、そこだけぽっかり砂利道であいている部分が何カ所かあるのですから、そこをまた認定していただいて、各市等協議して前向きに市道として、道として認めていただくような方向というのはとれるのではないのでしょうか。

管理用地として、すべてのそういう管理用地で都市下水路の横にある道としてならしている部分をすべてやるというのは、やっぱり問題があると思いますけれども、特に市街地においてもうそこだけ、結局都市下水路の一部になったがゆえにその地域の厄介者になっている現状というのは、市民感情を持ってしてもちょっと解せないかなと思いますので、その点に関しての答弁をお願いいたします。

○議長（小室利夫君） 池畑事務局長、答弁。

○事務局長（池畑勝一君） 道路認定をした場合にどうかというふうなことと思います。事業の目的につきましては、都市下水路の事業用の管理用ということで設けておりまして、道路認定した場合には、都市下水路の管理者が道路管理者にかわって制限ができなくなってくるわけでございます。浸水災害とか、あるいは下水路のはらん等災害の際に下水路を、あるいは拡張する場合等につきまして、管理者としての法的な制限ができなくなるということが1点、それから事業以外の目的に道路認定して使用する場合には、補助金の適正化法によりまして建設省の承認を受けるということが出てきます。

ただ、違う団体でも通学路とか、あるいは耕作用の車両等の通行について認めているわけでございますけれども、これらにつきましては目的外の使用にはならないということで、常時事業目的に合った行為と制限ができる状態にあるからと、こういうことでございますので、現状ではあのような状態の管理でござ

いますので、ご理解の方をお願いしたいと思います。

○議長（小室利夫君） 2番、山中基充議員。

○2番（山中基充君） 2番、山中基充です。今のご答弁だと、ちょっとよくわからなかった部分もありますのでけれども、要するに今事業認可を受けたときの項目と違う項目にすると、補助金の返還等の問題がはらむというものと、あと実際管理用地としてそういう治水等の関係から道の機能が損なわれるのではないかとというようなご答弁だったと思うのですけれども、当然道として使って、ほかの工作物が立つわけではないので、そもそものその目的、管理用地としての目的は十分果たせるのではないかと、素人考えながら単純に思える面と、あと補助金を返さなくてはいけないという部分に関しましては、今ちょっと話は違うのですが、今回鶴ヶ島の土地開発公社で先行取得したものを市が買い戻すということもあったのですけれども、そうしますと事業認定がない場所を今回買い戻して、そうしますと何か事業を興したときにその分補助金がいただけないと、しかしそれを土地開発公社でずっと持っている金利を考えると、どっちかと比べたらやっぱり金利の方が負担が大きいだらうという、またその土地を購入した経緯が差し押さえ等にあって、それを市として購入しなければ、第三者が購入することによって、また都市計画を実行する際に支障を来すだろうという判断で取得した土地だということもあって、そういった判断で損するところもあるし、得するところもあるということで今回取得したような経緯があります。

それと同様に市民感情等を考えて、また実際の今現状を見ていただければ、道がぽっかりその部分だけ砂利道になっているような不合理なのは、本当にだれがどう見てもその印象は否めませんので、そういったように例えばシミュレーション等をして、もしではこれを地目というか目的返還にして、例えば補助金を返さなければいけない場面を想定して、では幾ら返せばいいのかと。それだけかかるのだったらやらない方がいいのではないかと、これで済むのだったらその地域のために組合のお金を使うことに、また担当市との話し合いをすることによっていろいろと整合性も図らなくてはならないと思うのですけれども、大体幾らかかるかというものがあれば、ある意味適切な判断ができるかなと思いますので、今の今言ってすぐにシミュレーションができるものではないのですけれども、そういったことを当組合としてもなさるべきではないかと思いますが、その点に関してのご答弁をお願いいたします。

○議長（小室利夫君） 宮崎管理者、答弁。

○管理者（宮崎雅好君） 都市下水路として都市計画決定をし、それに沿って用地を買収して、その目的で今その用途に供しているわけでありまして。都市下水路の関係は、川として、そして溢水をする場合が多いのであります。いつでも平和なものではございませんで、坂戸の方においては、もう川の端、必ず水が出た折に通れなくなったりなんかするわけでありまして。したがって、それらの管理といざという場合、そこを道として通しておいた場合における人身事故等が起きた場合における損害賠償の問題、こういう問題にまで発生をしていくことをいろいろ考えた場合におきましては、やはり法律どおりこれは下水道の施設の一部として、そしてこれは人々の通る道路として認めていかない、そういう方式を今でもとっているわけでありまして、今後におきまして水の問題等が心配がなく、人々が川へ落ちてしまった責任までどこでとるのだとか、そういうような問題の発生しないようなことであるならば、これらを道路認定という場合におけるまた協議もやぶさかではないわけでありまして、現況におきましてはまだまだ水が出て大変な時期もあるわけでありまして。

そういうことを考えますと、一部のところだけそれを認めていって、ほかは認めないという不公平なことでもできませんので、しばらくの間現況のままでも置かせてもらいたい、こう思うわけでありませう。

○議長（小室利夫君） 次に、8番、松村和子議員。

○8番（松村和子君） 8番、松村和子。議長の許可をいただきましたので、ただいまより4問にわたります一般質問を行います。

まず最初に、公共下水道工事の進捗状況と小川信用金庫破綻後の状況についてお伺いします。今自民党政府は、自自公政権、景気は上向き状態にあると発表していますが、中小商工業者からは経営状態は悪化しているとの声が私どもには寄せられています。このところ何件も商店街の方たちとお会いしてお話をしたところでは、もうとにかく老後の年金程度の、生きていく程度の商売をしているのだとか、あるいはもう自由化でやっていけないとかいろいろな問題が寄せられて、商売は10分の1程度とかいろいろな話をされます。そうしたことから、問題などは製品の粗悪化だということで、今子供たちの学校でのいろいろな、さまざま荒れている状態もありますけれども、最近の本などを見ますと、やはりコンビニ食が健康を狂わしているとか、さまざまなこういう不況の中で安ければいいというふうな販売が行われているというのも現状です。今完全失業率は、こういう中で4.7%まで上昇してしまいました。企業の78%に労働者が中小企業への勤務をしているということで、商売並びに働いている者としても当然深刻です。

特にこの地域では、去年暮れ、私どもこの下水道でも一般質問を行いました。小川信用金庫が事実上の倒産をしまして、信用金庫を中心に利用してきた方は借りられないということがありまして、鶴ヶ島市内でも結構自宅だけ残ればいいのかというようなことで深刻な方も多いという話を聞いております。特に坂戸市の内田建設さんが倒産しまして、こうした関連業種への影響というものも大変心配されております。この当組合への影響というのは、特殊な下水道の事業ですので、そんなにはないとは思いますが、この面での影響はどうかかなという心配を持っています。

国の一般会計予算は、ことし84兆9,871億円で、相変わらずの大型公共事業でゼネコン、銀行奉仕型、ことしも1兆円ふやして銀行へは70兆円ということで予算となっています。こうした国の予算の中で下水道整備事業は1兆1,315億円ということで、ほぼ昨年並みだというふうに聞いております。当組合の事業は、平成8年2月に事業認可を再認可されてから5年目となります。工事は順調に進捗していると思いますが、平成15年でしたか、7年延長しましたので、どのような進捗状況かなということでお尋ねするものです。

その一つとしては、平成12年度の工事、よその市にしましてもその計画に対する進捗状況について、また二つ目には、小川信用金庫の破綻による内田建設の倒産、組合関係の被害の状況と対応についてをお尋ねしておきたいと思っております。

二つ目の問題です。都市下水路についてお尋ねします。緑と清流を取り戻したいという、そういう今願いが世界的に起きています。特に坂戸、鶴ヶ島で、坂戸市には大きな河川がありますが、鶴ヶ島は本当にこの都市下水路の2本だけというような状態の中で都市下水路の果たす役割というものは非常に大きいなというふうに思っています。

そこでお伺いしますが、一つは、都市下水路の大谷川幹線の状況と自然を取り戻し残せる水路にしたいと思っておりますが、どのような工法を行う予定であるのかということ。二つ目には、ユスリカ

の対策と、毎年もう時期暖かくなりますと各方面から苦情が寄せられてまいります。最近では、下水路のない市街地からもユスリカが発生して困るのだということが言われているのですけれども、こうした対策をどういうふうに立てていくかというの、今後の一つの大きな課題になります。自然の残る飯盛川を管理しながら、このユスリカ対策をどうするのかということでお尋ねしたいと思います。

三つ目には、入札の状況と政治倫理についてお尋ねします。これももう毎回質問しておりますが、一つとして入札に対して今年度も当組議員の関係する企業の入札参加と落札状況についてお尋ねします。二つ目には、政治倫理上の問題と思われるので、当局のその見解をお伺いして、その措置についてもお尋ねしておきたいと思えます。

四つ目には、石井水処理センター工事に関する官制談合事件について、日本下水道事業団と明電舎に対するその後の対応状況、損害賠償を求めることについてお尋ねして、第1回目の私の一般質問といたします。よろしくご答弁をお願いいたします。

○議長（小室利夫君） 池畑事務局長、答弁。

○事務局長（池畑勝一君） 松村議員さんの一般質問にお答えいたします。

初めに、公共下水道工事の進捗状況と小川信用金庫の破綻後の状況についてでございますが、(1)の平成12年度の工事と計画に対する進捗状況でございますが、平成12年度の幹線管渠の工事として関間、若葉地区の幹線となります脚折第一幹線及び浅羽雨水第一幹線の工事を施行する予定であります。また、面整備につきましては、坂戸市分が八幡、仲町、花影町、日の出町地区の土地区画整理区域内、石井の区画整理地内、鶴ヶ島市分が大字脚折、大字上広谷地内を予定いたしております。平成12年度の整備面積につきましては、坂戸市が3.40ヘクタール、鶴ヶ島市が11.95ヘクタール、合計で15.35ヘクタールを予定しております。計画に対する進捗状況でございますが、区画整理地内につきましては、これらの事業にあわせて施行し、八幡、大字脚折、大字上広谷につきましては、年次計画では12から13年度施行となっておりますが、1年ほど早目の進捗状況となる状況でございます。

次に、小川信用金庫の破綻によります内田建設の倒産、組合関係の被害の状況と対応についてでございますが、小川信用金庫に預けられております預金は、預金保険機構によりまして全額保護されておまして、平成13年1月をめどに埼玉県信用金庫に引き継がれることになっております。細かい内容については、情報がないのが現状であります。したがって、今回の事業譲渡による本議会における使用料等の収納並びに債権者に対する支払い等の取り扱いに係る直接的な影響はないものと考えております。また、市内の建設会社の破産決定が平成12年2月7日付で出され、組合におきましてその情報を得ているところでございますが、組合の発注工事は1件ございましたけれども、既に完了し、被害についてはない状況であります。

次に、都市下水路について、(1)の都市下水路の大谷川幹線の状況と自然を取り戻し、残せる水路についてでございますが、大谷川都市下水路の幹線の状況でございますが、幹線支線の分岐点の川越市下広谷から鶴ヶ島市の行政境まで延長約550メートルの工事が進み、平成11年度中に整備が終わる予定でございます。また、その上流につきましては、圏央道との整備計画にあわせて施行できるよう現在大宮国道工事事務所と協議中でございます。

次に、自然を取り戻し、残せる水路についてでございますが、平成11年の6月、9月の定例議会におき

ましてもお答え申し上げましたが、大谷川都市下水路につきましては、下水道法に基づきまして主として市街地における雨水の排除を目的とし、また浸水被害を防止する都市施設であります。構造につきましては、開渠を原則としておりまして、昭和45年度に事業認可を得まして、下流から逐次整備を進めておりまして、都市下水路としての基盤整備の設計基準からしても、自然の都市下水路への構造等の変更は現状では困難であると考えております。

次に、ユスリカの対策と自然の残る飯盛川の管理についてであります。ユスリカ対策につきましては、毎年構成両市と協議し、当面の対応策としまして薬による駆除が効果的と思われるために、引き続き薬剤の散布によりユスリカ抑制をしていただきたいとの要望でございます。組合としても、薬剤だけでは全面解決しないため、ユスリカが発生できない環境づくりが大切であります。都市下水路の機能を十分に維持できるよう管理するとともに、公共下水道の普及に伴いまして処理区域内は速やかに接続替えをお願いし、雨水以外の排水を直接道路側溝や水路などに流さないなど自然浄化作用は限度を超えておりますので、しっかりとした保守管理を市民の方々にも協力していただき、市民と行政が一体となって取り組み、ユスリカ対策について今後も協力してまいりたいというふうに考えております。また、自然の残る飯盛川の管理としましては、ミクリの保存と保護にもきちっと協議しながら進めてまいりたいと考えております。

次に、入札の状況と政治倫理について。入札に対して今年度の当組合議員の入札参加と落札状況についてであります。今年度の当組合議員の入札参加状況ということですが、議員としての入札に参加している状況はございませんので、ご理解願います。

次に、(2)の政治倫理上の問題と思われるので、その見解と措置についてであります。政治倫理上の関係につきましては、地方公務員法第92条の2におきまして議員の兼業禁止規定が定められておりまして、これは「議員が個人として地方公共団体に請け負いをしてはならない」こと、「地方公共団体に対し、主として請け負いをする法人の役員になることを禁止したもの」とありますが、組合といたしましてはこれらに抵触しないという判断でございますので、ご理解願いたいと存じます。

次に、日本下水道事業団と明電舎に対するその後の対応状況、損害賠償を求めることについてであります。その後の対応状況でございますけれども、平成8年に鶴ヶ島市民の方が日本下水道事業団と電気業者9社を相手取り損害賠償を求め、浦和地方裁判所に提訴したわけでございますが、その件の公判は12月定例会以降2月7日に行われ、全体では20回の公判が浦和地裁で行われたこととなります。組合といたしましても、公判の内容につきまして職員に傍聴させておりますが、いずれも今までと同じく文書のやりとりが主な内容でありまして、はっきりとした内容につきましてはわかっておりません。また、組合として損害賠償を求めることにつきましては、現在損害賠償について地方自治法第242条の2住民訴訟によりまして、住民が組合にかわって代理請求訴訟をいたしておりますので、今後これらの裁判の動向を見守っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小室利夫君） 8番、松村和子議員。

○8番（松村和子君） 8番、松村。再質問を行います。

まず、一番最初の工事の問題ですけれども、8年間延ばして工事延長の期間を延ばしたわけですが、幸いにしてこの年度は1年早目に工事が進んでいるという、進捗状況だというご答弁をいただきまし

た。これに関連してお伺いしたいのですけれども、今若葉駅の西口の方の工事が鶴ヶ島で進み、それから坂戸市の方は関間の方の区画整理が進んでいるというふうに伺っているわけですが、関間の区画整理は現道を生かして、余り大きな都市計画での道路の変更をしないでやっていくのだというような区画整理だそうで、意外と早くいくのではないかとということで、ことしも関間の取りつけのところまで工事が進んできたのではないかとこのように見えています。鶴ヶ島の方の若葉の区画整理も、ちょっと小さい地域を指定してありますので、排水管が入るといことがいつごろになるのかということと、工事の整合性ということもあるのではないかと思いますので、これは見通しで結構ですので、どのような見通しになるのかということで一つは伺っておきたいというふうに思います。

次に、小川信用金庫の破綻による当管内での建設業者の倒産と被害の状況ということで、組合としては被害がなかったというご答弁をいただいたわけなのですが、関連する業者でやはり小川信用金庫からの借り入れだけで困っている業者あるいは例えば内田建設の関連の工事をして被害に遭われて困っているのか、そういう方も組合の工事等を行っている方でいらっしゃるのではないかとこのように考えたので、この質問をしたのですが、そういう関連では全く関係がないとは言えないと思うのですね。12月ごろはそれほど、いや、うちは大丈夫だなんて思っていた人でも、やっぱり1月、2月になりますと相当深刻で、はっきり言って、あっ、あの人がそんな負債を抱えているのという、ここでは言えませんが、相当あるのですよね。意外と広がりにはびっくりしてしまっていて、今回の小川信用金庫のこの破綻というのは根が深いのだなというふうに思っていますので、その対策などについてもこの組合側からの関連企業に対して伺っておきたいというふうに思います。

また、都市下水路の問題につきましては、現状では都市下水路としての法律で困難であるとは言われますけれども、一定の工法があるのではないかなというふうに思うのです。というのは、先ほどもお答えをいただきましたけれども、鶴ヶ島のミクリ、ナガエミクリなどは埼玉県の中でも確実な生息地というのは幾つもないわけで、今現在工事をした後でも結構自生していて、大変よかったなと思っているのですよ。コイも大分大きくなって、カルガモみたいなカモもたくさんやってきてしまっていて、下水道の工事の仕方によっては自然が結構残せる下水道工事ができるなというふうに私は期待しているわけなのです。鶴ヶ島市では、上流の鶴校の前にあります高倉の池なのですけれども、あそこの工法は自然を残す工法でやったのですよね。一応護岸工事は全部やりましたけれども、そのときにも随分最新の工法でやってくれと言いまして、今はすごい自然がたくさん残って、いろんなものが鳥を初めとしてたくさん泳いでいるのです。やっぱり法律の範囲内でも一定の工法の仕方によっては、そういう自然を残せるのではないかと期待しているわけです。できるだけ研究していただいて、この面での世界的な今環境保護運動、鶴ヶ島市内にもありますし、坂戸市内にもいろんな河川の浄化の運動母体がありますけれども、そういうものを残していくということは、後世に緑を都市化の中で残せるということで大事だと思いますので、ぜひ研究をしていただきたいと思います。

次のそのユスリカの問題なのですけれども、この問題についてはことしもまた薬剤の散布というふうに、両市長と話し合って決定したと言われるのですが、毎年、毎年依然として減らないのですね。マンションの上の方の階からも苦情が来るというので、最近はずっとやっぱり大変だなというふうに思うのですが、ある農家の方がこういった緑の問題とユスリカの問題の対策ということで今努力しているのがEM菌のポ



カシを、私前にも言いましたけれども、あれを自分で買ってやっているのだよという話をしてくれました。本当に今自然のままの状態でユスリカをなくすというのに、薬剤を投与すれば投与するほどユスリカが強くなるという傾向もあらゆる虫の中で言えるので、やっぱり自然の残る中での自然の対策というのですか、リサイクルをしていますので、自然が、そういう観点からはコイはよかったと思うのですが、1回薬剤ではなくて切りかえて、EM菌をそういう方がやっているのだったら、流れて消えてしまうというのではなくて、対策を立ててやっていただければなというふうに私も期待して質問しているのですけれども、ここ何年か何回も質問していても依然として変わらないので、やっぱりだめだったなと思ってまた質問を出しておりますので、管理は何といっても下水道組合を頼りにするしかありませんので、よろしくお願いいたします。

3番目の入札の状況と政治倫理問題なのですが、この問題については、10年度の決算で福田土木さんが14回も入札に参加して、2回落札して合計5,500万ほど受けているのですよ。神田測量さんですか、もう4回入札に参加して、1回落札787万5,000円ということでわかった範囲でこれで、今答弁をいただけなかったのですけれども、今年度はどうですかという疑問をしているのですけれども、今年度の入札、調べればわかるのですけれども、見に行かないで本会議で質問しているのですけれども、多分入札には参加しているのではないかと、さっきの答弁を聞いていて思ったのですけれども、何回ぐらい入札に参加しているのでしょうか。

この問題については大宮市でも、前に言いましたように政治倫理条例をつくりました。その中でも、もうご存じだと思うのですけれども、政治倫理の基準として「職務に関し、不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしない、地位を利用していかなる金品も授受しない、特定の業者の推薦紹介など有利な取り計らいをしない、市職員の採用に関する推薦」、ここは余り関係ないのですけれども、このような持たれるようなことはしてはならないということと、前にも私申し上げましたように、もう既に判例で議員の兼職禁止規定に取締役もしくは監査役、もしくはこれらに準ずるべき者ということで、これらに準ずるべき者は顧問、相談役、職員、取締役、監査、こういうふうに職員でもと準ずるべき力があるのだということを判例で示しているのだと、何度も何度も申し上げておまして、この下水道組合議会ではなかなか正常化されないということになりますと、どうしてだろうという疑問を持つわけです。正常化されるどころかどんどんふえていってしまうのですよね。

この間、新聞をごらんになったと思うのですけれども、読売新聞の「政、官、業、根深い癒着」という中に、こうしたいろんなシステム構造がつくり上がっていくというようなことまで書かれているのですよ。やっぱりそういう疑われるような行為、疑われるような行政をしてはならないというふうに思いますので、こういった点はみずからを制していくということが必要ではないかというふうに思いますので、ご答弁をお願いしたいと思います。

また、最後の石井水処理センター工事に関する官制談合問題で、私も弁護士の方に電話しましたところ、今と同じような話が返ってきました、なかなか遅々として進まないのだなと思えば、これも新聞で「公正取引委員会のジレンマ」ということで、1995年にこの日本下水道事業団発注の電気設備工事をめぐって、私の試算では40%も高いものを使ったのではないかということ、でもこのときは下水道事業団の発注がもう電気設備の受けた側も両方とも処分されたわけです。そういう中で郵政問題とか水道メーターと

か防衛庁の資金調達とか、もう次々にこういった官制談合事件が起きてきていまして、公正取引委員会としては発注者への改善命令といいますか、発注者に対して改善をなさいと、発注先を、そういう指導もずっとされてきているわけですよ。ところが、実際にはいまだに明電舎ですか、9社ある中の明電舎が受注をして下水道事業団に委託した中でまた明電舎が受けているという、まだその受けた形が反省なく変わらないのですよね。一体下水道組合としては、その日本下水道事業団にそういったことも含めてきちっとそういうことのないようにという指導をしているのでしょうか。そういったことも含めましてご答弁をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（小室利夫君） 池畑事務局長、答弁。

○事務局長（池畑勝一君） 初めに、若葉駅西口の工事については進んでいるかどうかということですが、現在構成両市で西口につきましては、土地区画整理については相当進んでまいりました。そういうことで構成両市とも協議をしまして、12年度には関間地内を脚折第一幹線でございますけれども、300メートルほど800ミリ管で汚水が本管の方へ接続ができますように延長工事を、これらにあわせてする予定でございます。そのようなことで、西口につきましても12、13で幹線の工事を進めてまいりますので、ご理解願いたいと思います。

次に、小川信用金庫の方の関係でございますが、現在のところ組合につきましては、被害等はございませんが、他に関連した業者があるのではないかとということでございますけれども、特にそういった業者についてはございません。今年度に発注した金額につきましては、金額的にも50万程度でございますが、それらの関連は特にないというふうに考えております。なお、対策の関係でございますけれども、万が一のそういった業者等があった場合には、融資関係につきましては構成両市の方へ照会等についてはやってまいりたいというふうに考えております。

次に、3点目の自然を残す方法ということでございますけれども、現在の都市下水路の工事の内容につきましては、認可の中で設計基準というものが定まっておりますので、現況ではあのような形で今後とも事業については進むわけでございますが、特に過去に整備をした中では東坂戸の桜だとか、あるいは飯盛川のコイの放流、そういったことでできるだけ自然について残すような方法も今後、終了がしているところにつきましてはそのような検討についてもやってまいりたいというふうに考えております。

次に、ユスリカの対策の関係でございます。先ほどEM菌ということも出ましたけれども、EM菌も基本的には流れてしまいますが、閉鎖されている水域では、EM菌につきましては効果があるというふうに伺っております。今後ともユスリカの対策につきまして、よい方法については構成両市とも十分検討してまいりたいというふうに考えております。

次に、入札の関係でございますが、11年度におきまして、先ほど申し上げました関係につきましてはそれぞれ数回ずつございましたけれども、落札についてはいたしておりません。

それから、政治倫理の関係でございますけれども、これらにつきましては倫理上はそのようなことを定めているところもございまして、私どもにつきましては、一般的にこれらの公務員法の関係におきましては問題はないということで現在対応いたしておりますので、ご理解を願いたいと存じます。

それから、下水道事業団の関係でございます。現在全国で17団体において同様な訴訟が起こされていま

すが、今後も他団体の動向を見守っていきたいというふうに考えております。次回の公判につきましては、3月27日と、5月の8日ということで決まっております。それから、下水道事業団の関係につきましては、さきにこれらの内容につきまして申し入れの方について行っておりまして、下水道事業団の方におきましても、会計検査院の方から電気関係の方の検査につきましては検査はされているようでございます。公表としては、特に設計あるいは施行上についても問題ないということで、会計検査院の方から事業団につきましては受けているようでございましたので、これらの関係から受託業務全般につきまして見直しについて行ったということで、そういったものが参ってきております。

以上です。

○議長（小室利夫君） 8番、松村和子議員。

○8番（松村和子君） 8番、松村です。再々質問を行います。

若葉駅西口、関間両区画整理については、順調に最短距離の今回の計画ですか、平成8年から15年の計画の中でやり上がるようなご答弁をいただきました。特に関間の方の区画整理につきまして、坂戸市との関連もあると思いますが、現道を生かした区画整理ということで、区画整理は普通はすごい時間がかかり、経費もかかるわけなのですが、順調に下水道が入るような、そういうふうなお話なのですが、この関連で実際にはどのような感じでできるのか、例えばどこがメインの道路になって、どこに入るという幹線が、こういうふうな工事で施行されているとか、そういうふうな状況のお答えをお願いしたいと思うのですが、どこの幹線が認可をしていくというような予定なのかということで伺っておきたいと思っております。

二つ目の小川信用金庫の問題については、万々が一あった場合は両市町に照会して、なるべくそうした対応をとってもらいたいというご答弁でしたので、被害がないということですからその点は省いておきます。

都市計画道路につきましては、今後とも研究、検討はしていただけるというような方向で一定の答弁がなされましたが、特にユスリカの問題で下水道を今、いわゆる普通のお手洗いや、あるいは3槽、2槽というのですか、を変えて下水道にするのですけれども、もとでEM菌を各戸に配ってやるという対策もあるのですよね、ちょっとお金がかかるのですけれども、そういう方向で各自治体でやるのか、これは下水道組合の対応になるのか、私もわかりませんが、そういった方向でEM菌をあれて、もう流れるときにはきれいになっているというふうな方向でもいいし、あるいは河川の出口とかいろいろなところでまた対策も考えられると思うのですよね。ぜひ薬品ではなくて、思い切ってここで転換を図れないかなというのが私の一般質問なのですけれども、そこまではなかなか、その検討するということから一步、そういった方向で検討するというわけにはいかないでしょうか。ことしはぜひユスリカが出ないような対策を立てていただきたいと思っておりますので、その辺のきちとした下水道管理、都市下水路管理ができるかどうかということでは期待しておりますので、よろしく申し上げます。

また、入札の問題では、入札はあったけれども、落札はなかったとご答弁いただきました。当局は、問題はないのだというふうに言っておりますけれども、今談合問題がしょっちゅう出てきます。入札するということは、はっきり言いまして入札できるというのは一定度談合もあるということは、これは当局はあるのではないかとこのように私は思うのですが、いずれにしてもそういう疑わしい、あったとは言いません、あるのではないかとこのように思うので、疑わしいようなことについては避けていくのが常識ではないかという

ふうに思うのです。こういういろんな癒着が激しくなっている新聞報道を見ますと、やっぱりないとは思いますが、そういう口ききとかいろんな問題での問題点とか、ましてやその従業員になっていて、本来は社長であるべき者が議会の議員になったから従業員という形で参加したりとか、これはもう一種の隠れみのみみたいになってしまいますので、絶対にこういうことは本当はあってはならないと思うのですが、そういう点でぜひもうちょっとシビアに問題はないということだと、ちょっと問題があるのではないかなと思いますので、ぜひ精査をしていく方向でお互いに努力をしてもらいたいと思いますので、ご答弁をよろしくお願いします。

あと、日本下水道事業団としても、これも問題はないと言っているのですが、こういった公取がいわゆる官制談合だということでもう既に逮捕してあるわけ、刑事告発までしてある事件にもかかわらずですよ、問題はないのだと、その後も同じ業者に入札させている、それも合い見積もりですよ。競争入札ではなくて、もう1社独占みたいな形でとらしていく、これが本当にこれでいいのかなというふうに私は思っているのですが、この点についてももう一回ご答弁をお願いします。

以上です。

○議長（小室利夫君） 池畑事務局長、答弁。

○事務局長（池畑勝一君） 最初に、若葉駅西口の関係でございます。脚折第一幹線が両方の区画整理地内の南側に入る予定でございます。坂戸市側からは、山村の女子校の先に踏切がございますけれども、あそここのところに本管が、中央幹線でございますが、通ってございますが、そこの第一本目の道路が西口の方へ延びる現道がございますけれども、その部分から真っすぐ東の方に入ります。そうしますと、関間地区と若葉地区の区画整理の道路も整合がとれておりますので、その分の方へ入るような方向で今後は進めてまいるところでございます。

次に、EM菌の方の関係でございますが、昨年度もご答弁したわけでございますが、まだ現状でははっきりとした、流水部門等につきましては効果の結論についてはまだ出ていないかと思っております。今後それらの効果の状況について見守っていきたいというふうに考えております。

それから、入札の関係でございますが、精査をされたいということでございますけれども、兼業禁止の内容かと思っておりますが、指名参加願に添付されております定款等で役員等に入っているかどうかにつきましても調査確認の方をしております、兼業禁止規定に抵触しないという判断をいたしておりますので、ご理解願いたいと思っております。

最後に、下水道事業団ということで1社特命ということでございますが、日本下水道事業団そのものは全国の地方公共団体でつくった、そういうふうなところでございますので、日本の下水道事業を行っていく上では相当な技術力等を持っているところでございまして、こういうところが、それ以外の民間会社にはございません。そういうことで特命でも1社ということで、今日事業についてもお願いしたところでございますので、ご理解願いたいと思っております。

以上です。

○議長（小室利夫君） 以上をもって一般質問を終結いたします。



### ◎議長のあいさつ

○議長（小室利夫君） 以上をもって今期定例会の議事は全部終了いたしました。

閉会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。

本下水道組合議会3月定例会、一般会計予算を初めとする6議案、慎重審議をいただき、すべてが可決、承認されました。

また、執行部の皆様においては、それぞれ真剣なるご答弁のもとにここにめでたく終了できますことを心から厚く御礼を申し上げる次第でございます。生活に密着したこの下水道議会においても、執行に当たって市民の負託にこたえるべく、そして職員等の信頼とまた市民とのかかわり合いを持ちながら、執行に当たってはこの内容においても期待もするところでもございます。また、議員の皆様方においても大変長時間、そしてお疲れのところ、ありがとうございました。

3月においては、気候の変わり目でもございます。特にことしは花粉症、いろんな面で多いということで、それに対する方も大変多かったわけですが、これからも体には留意されながら市民の負託にこたえるために、健康には留意して頑張っていたきたいと思います。

大変どうもありがとうございました。



### ◎管理者のあいさつ

○議長（小室利夫君） 管理者にごあいさつをお願いいたします。

宮崎管理者。

○管理者（宮崎雅好君） 平成12年3月第1回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会は、大変それぞれの市におきましての議会存在という重要なときでございまして、お忙しい中ではありますが、全員の方に早朝からお出かけをいただきました。途中お休みの方もいらっしゃるようですが、いずれにいたしましても重要議案を長時間にわたりましてご審議いただき、ご提案申し上げました問題につきましてありがたい可決、あるいは承認の方向をいただきました。心から皆様方にお礼を申し上げてやまないものであります。

新しく鶴ヶ島方面におきましての大きな仕事等におきまして、これらは十分研究をしながら取り組ませてまいりたいと思うわけでございますし、また洪水を初めとしての都市下水路としての大きな将来における対策等もございしますが、今後におきまして皆様方がご健勝でなお一層ご協力を賜るようお願いを申し上げます。

坂戸市選出の議会議員さんにおかれましては、今回が最後になります議会でございましたが、これまた地元の関係におきまして、いろいろと水の問題等にご苦勞をいただいた議員さん等にはお礼を申し上げ、また再び下水道組合の方におきましての格別なご尽力をお願いを申し上げます。私ども任期がまず到来をいたすわけではありますが、長い間皆様方にお世話になってまいりました。また、重要課題がございしますので、引き続きお願いをしたいということを申し上げているわけでございます。

今後におきまして皆様方におかれまして、なお気候的に不順な気候でございます。それぞれの議会に

おきましても重要な時期でございます。その中におきまして、ご健勝でなご一層活躍されるようにお祈りを申し上げまして、お礼のごあいさつといたします。

今日はありがとうございました。



**◎閉会の宣告**

(午後 3時00分)

○議長(小室利夫君) これをもって平成12年3月第1回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会の議事を閉じ、閉会といたします。

ご苦労さまでした。